令和 8 年 11 月 16 日
建設委員会提出資料

帯広市立地適正化計画

(原案)

帯広市

―目　次―

第１章　はじめに　2

第２章　帯広市の現状と課題　7

第３章　立地の適正化に関する基本的な方針　20

第４章　居住誘導区域　28

第５章　都市機能誘導区域と誘導施設　33

第６章　誘導施策　44

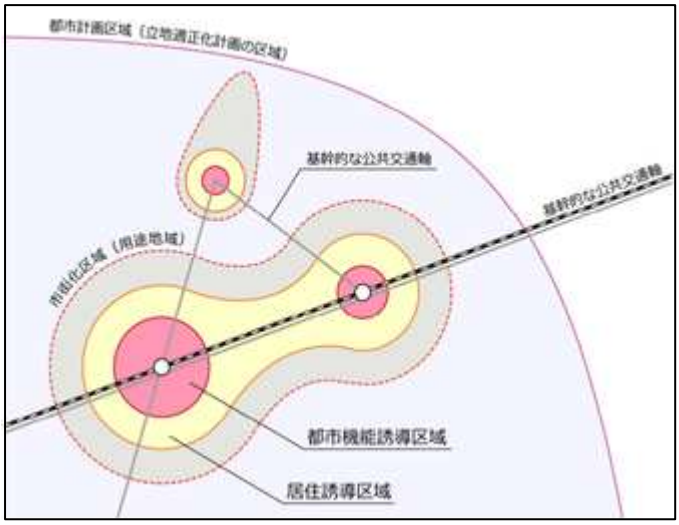
第７章　立地適正化計画における防災指針　58

第８章　計画の進行管理　80

資料編　84

第１章　はじめに

■ 立地適正化計画はどんな計画で、なぜ必要なのですか？



▲ 立地適正化計画制度のイメージ

人口減少や高齢化が進行する中、住宅や店舗、病院等が市街地に広く分散していることで、生活に必要なサービスや公共交通、インフラの維持が将来的に難しくなることが懸念されています。

このため、国は、住宅や医療・福祉・商業などの機能を一定のエリアに集約し、そのエリア同士を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、これを具体化する制度として、平成 26 年の都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画を創設しました。

この計画は、市町村が市街化区域の中で、「住まいを今後も維持しやすい区域」（居住誘導区域）と「生活に必要な施設の立地を誘導する区域」（都市機能誘導区域）の配置を考え、将来にわたって暮らしやすいまちの形を示すものです。

■ 特色は？　私たちの生活との関わりは？

■短期的な効果を出す計画ではなく、長期的な視点で誘導する計画

まちを見渡すと住宅や商業施設、病院などがすでに立地しており、短期間で集約するのは困難です。そのため、長期的な視点で都市機能が分散しないようにするために、将来的にどこに居住や都市機能を誘導するかという方針を示します。

■「強制」、「規制」ではなく、「方向づけ」

本計画は、すでに立地している建物を強制的に移転させたり、新たな立地を規制するものではありません。計画の効果は、新規立地・建替えといった将来の変化の積み重ねによって現れてくるものであり、長期的な視点でまちの姿を「方向づけ」するものです。

なお、本計画の公表後は、誘導区域外で一定規模の住宅・建物を建設する場合などに届出が必要となりますが、これは立地を「禁止」するものではなく、開発動向を把握するための制度です。

■ 立地適正化計画はどのように作られるのですか？

本計画は、国が示す「立地適正化計画の手引き」等を参考に、現在の都市構造を踏まえ、**「課題→基本的な方針→誘導区域→施策→進行管理」**の順で検討を進めていきます。

課題

立地適正化計画の作成にあたって、現在の都市構造を把握する必要があります。そのため、多様な現状データや市民意向を整理するとともに、将来の人口減少による影響を分析し、都市機能や交通ネットワークの維持など、将来を見据えた課題を明らかにします。

⇒「第２章　帯広市の現状と課題」参照

基本的な方針

第２章で明らかにした課題を踏まえ、まちや暮らしの中心となる拠点や、利便性の高い交通ネットワークの把握により、目指すべき都市の骨格構造を整理し、その実現に向けた基本的な方針を設定します。

⇒「第３章　立地の適正化に関する基本的な方針」参照

誘導区域

第３章で定めた基本的な方針を踏まえ、人口減少や少子高齢化が進む中でも、生活サービスやコミュニティを維持できるよう、居住誘導区域を設定します。この区域は、一定の人口密度を維持することを目的としており、結果として住み続けやすい環境の形成を目指します。

⇒「第４章　居住誘導区域」参照

居住誘導区域の中に、生活に必要な施設の立地を誘導する区域として「都市機能誘導区域」を設定します。また、その区域の中にどのような機能を集めるかを示す「誘導施設」を設定します。

⇒「第５章　都市機能誘導区域と誘導施設」参照

施策

「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」に、住まいや生活に必要な施設の維持・確保の取組みである「誘導施策」を設定します。

⇒「第６章　誘導施策」参照

誘導区域の設定にあたっては、安全性を確保するため災害リスクも踏まえた「防災指針」を作成し、必要な取組みを設定します。

⇒「第７章　立地適正化計画における防災指針」参照

進行管理

誘導施策や防災指針の取組みについて効果的に進んでいるかを把握するため、進行管理の方法及び進行状況を評価するための指標と定量的な目標を設定します。

⇒「第８章　計画の進行管理」参照

■ 帯広市における立地適正化計画の策定の考え方は？

Point 1 都市計画マスタープランとの連携

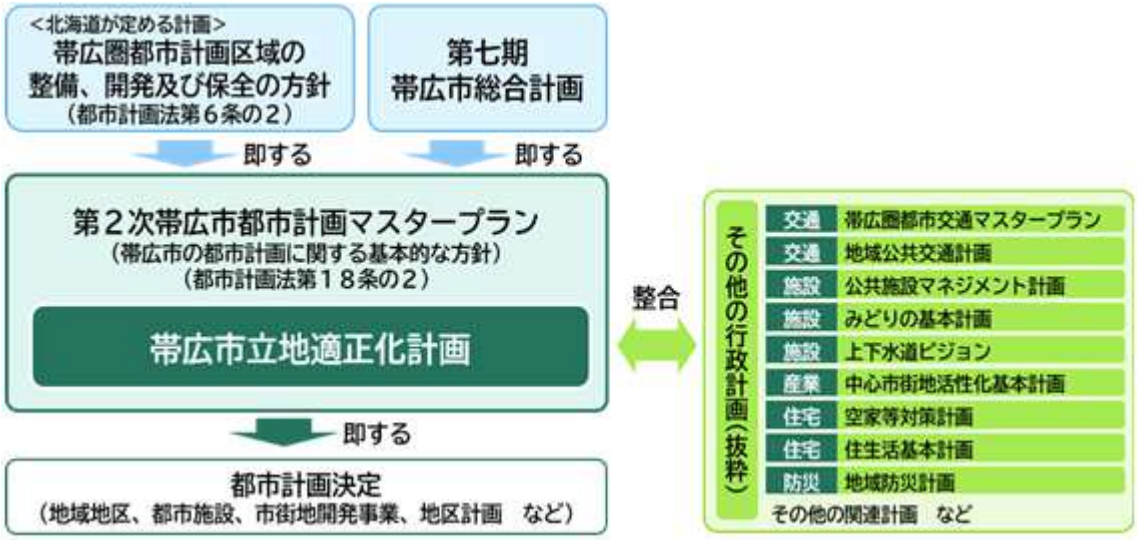
都市計画マスタープラン（以下「都市マス」とする。）は、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるための基本方針です。立地適正化計画は、この都市マスの一部として位置付けられています。都市マスと立地適正化計画を連携させながら、市全体のまちづくりを進めていきます。

Point 2 コンパクト・プラス・ネットワーク

帯広市では今後、人口減少が見込まれます。そうした中でも暮らしやすさを保つため、住宅や生活に必要な機能を一定のエリアに集め、それらを公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方が重要になります。こうした考え方に基づき、将来を見据えて、居住や都市機能の誘導・集約を進める、立地適正化計画を策定することとしました。

■ 計画の位置付けについて

第２次帯広市都市計画マスタープランの一部とみなされる本計画は、「帯広市総合計画」、北海道が定める「帯広圏都市計画　都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」に即し、各関連計画と連携・整合を図りながら、都市再生特別措置法に基づく施策や関連する都市計画事業、その他のまちづくり施策を進め、都市の骨格構造の実現を図ります。



▲計画の位置付け

■ 計画の対象区域及び計画期間について

本計画の対象区域は、本市の都市計画区域内（10,369 ha）とし、計画期間は第２次帯広市都市計画マスタープランの計画期間と合わせて令和９（2027）年度から令和 21（2039）年度とします。

なお、おおむね５年ごとに、施策の実施状況について調査、分析、評価するとともに、必要に応じて計画を見直します。

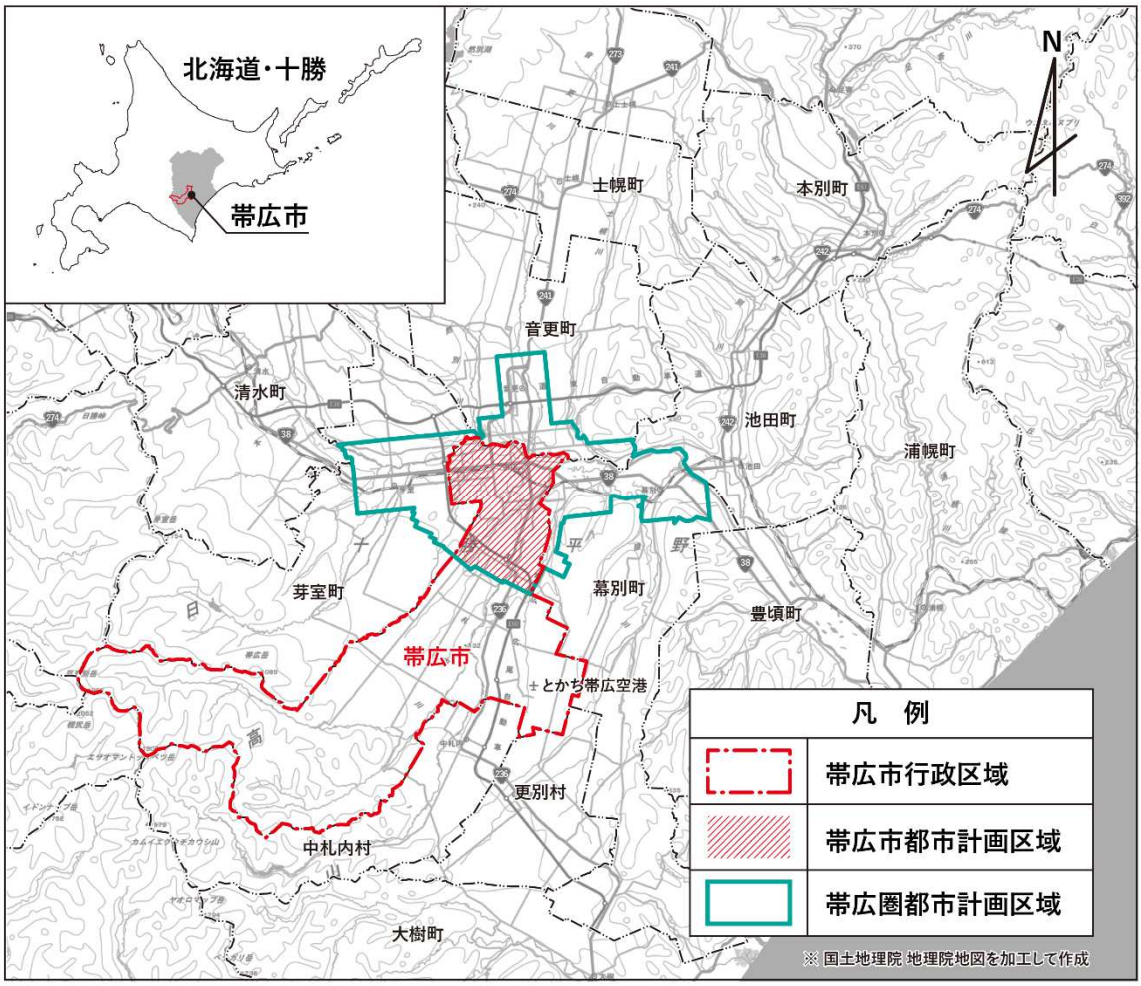


図　計画の対象区域

都市計画区域｜都市の実態や将来の計画を勘案し、一体の都市地域となるべき区域として、都市計画法で指定された区域。

■ コンパクト・プラス・ネットワークをめぐる誤解

立地適正化計画を作成し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるにあたっては誤解も生じています。立地適正化計画では、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を正しく理解した上で、将来を見据えた都市構造、その実現に向けた居住や都市機能の誘導施策を検討することが重要です。

■コンパクト・プラス・ネットワークをめぐる誤解と正しい認識

誤解	正しい認識
×**縮退均衡** ・人口が減少する地方部の縮退均衡を目指す政策であり、地方経済がより衰退するのではないか。	◎**「密度の経済」の発揮** ・生活利便性の維持・向上を図りつつ、サービス産業の生産性向上等を通じて地域経済の活性化を目指す。
×**一極集中** ・都市郊外部や農村部を切り捨て、都市の中心拠点（中心市街地やターミナル駅周辺等）の１箇所に全てを集約させる政策なのではないか。	◎**多極型の都市構造** ・中心拠点だけではなく、旧町村の役場周辺等の生活拠点も含めた多極ネットワーク型の都市構造を目指す。
×**全ての人口の集約** ・全ての居住者（住宅）を一定のエリアに集約させる政策なのではないか。	◎**全ての人口の集約を図るものではない** ・誘導により一定エリアで人口密度の維持を目指すが、都市郊外部や農村部についても、それぞれの地域特性に応じた居住環境を確保する。 ・例えば農業従事者が農村部に居住することは合理的（集約で一定エリアの人口密度を維持）。
×**強制的な集約** ・都市郊外部や農村部での居住を規制し、居住者（住宅）を強制的に移転させようとしているのではないか。	◎**誘導による政策** ・インセンティブを講じ、時間をかけながら居住や都市機能の誘導を進める。
×**地域格差を生む** ・都市機能誘導区域外・居住誘導区域外は放置され、都市機能誘導区域・居住誘導区域の内外で地価水準が大きく分かれ、格差が生じるのではないか。	◎**急激な変動は生じない** ・誘導策による中長期的な取組みであり、急激な変動は見込まれない。 ・まちなかの地価の維持・上昇に加え、都市全体の地価水準の底上げ等の波及効果が期待される。
×**都心部での再開発・高層マンションの推進** ・都心部の再開発や高層マンション建設を推進し、そこに住民を集約するための施策ではないか。	◎**再開発・高層マンションを前提としたものではない** ・都心部への人口の一極集中、土地利用の高度化を促すものではなく、都市全体の都市構造をバランス良く転換していく事が重要。

＜出典＞国土交通省　立地適正化計画の手引き【基本編】より

密度の経済｜サービス施設は多くの利用者を見込める人口密度が高い地域に集中して立地することで、収益性が高まりコストも削減できるという考え方。これにより施設の新規立地や存続の可能性が高くなると考えられる。
インセンティブ｜特定の行動（ここでは「誘導」）を促すための報酬や動機づけのこと。

第２章　帯広市の現状と課題

立地適正化計画の作成にあたって、現在の都市構造を把握する必要があります。そのため、多様な現状データや市民意向を整理するとともに、将来の人口減少に対する影響を分析し、都市機能や交通ネットワークの維持など将来を見据えた課題を明らかにします。

■ 都市の分析のテーマ設定

立地適正化計画は、住宅や生活に必要な機能を一定のエリアに集め、それらを公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいて作成することから、人口密度や都市機能の集積状況・住宅地の特性・公共交通のネットワークの状況、災害リスクなどについて、下記のテーマに沿って分析します。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に即して分析

①住宅や生活に必要な機能を一定のエリアに集める

②①のエリア同士を公共交通で結ぶ

③①、②のまちの姿が、安全面からも持続性が担保されている

分析のテーマ１
人口動向と都市の拠点性（⇒Ｐ８）
（人口と都市機能がどこに集積しているか、明らかにします）

分析のテーマ２
住宅市街地の動向（⇒P12）
（住宅市街地にどのような特性が見られ、どのような変化が予測されるか、明らかにします）

分析のテーマ３
都市交通（⇒P14）
（拠点的なエリアを結ぶ公共交通ネットワークの状況を、明らかにします）

分析のテーマ４
市街地の災害リスク（⇒P16）
（市街化区域のどのようなエリアに災害リスクがあるか、明らかにします）

■ 都市の現状・将来予測

分析テーマ1

人口動向と都市の拠点性

人口と都市機能がどこに集積しているか、明らかにします。

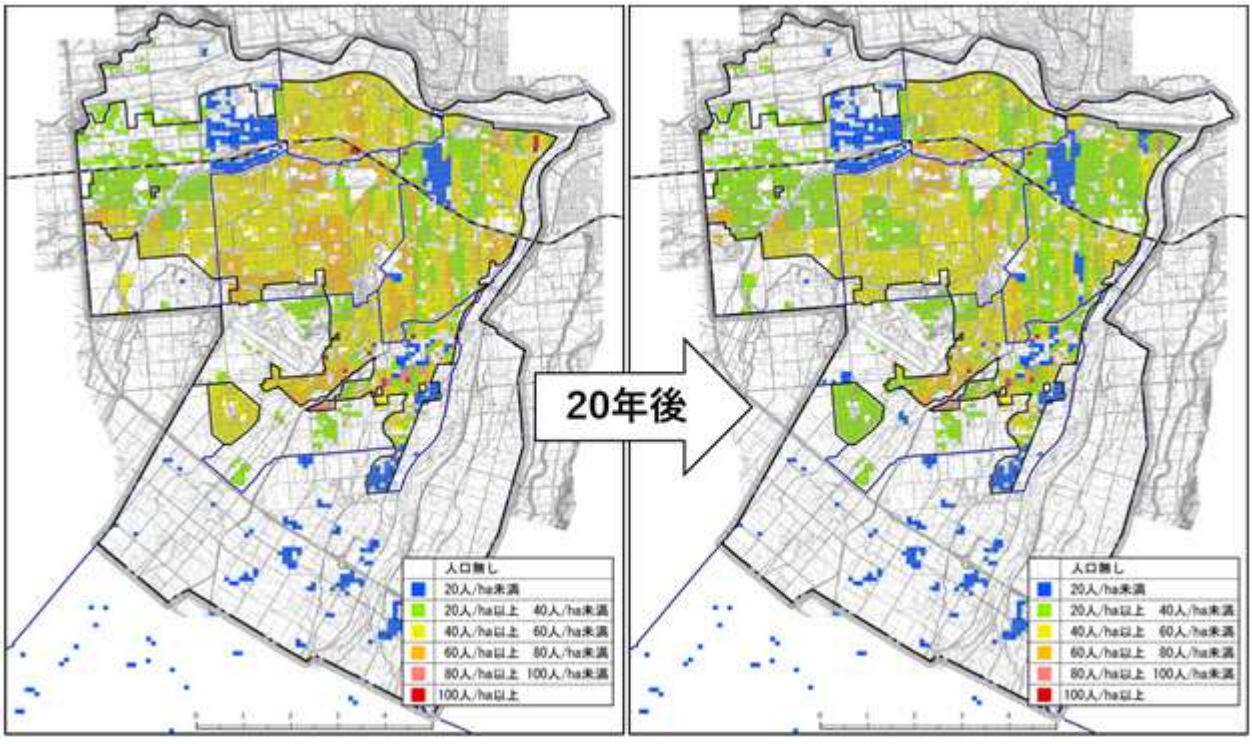
＜まとめ＞

・市街化区域内では将来的に「人口密度 40 人/ha 未満」のエリアが増加する見込みです。
・利便性の高い中心市街地でも滞在人口は減少し、にぎわいや都市の求心力低下が懸念されます。
・市街化区域では、商業、医療、子育て支援施設等の徒歩圏人口カバー率がおおむね 80%以上と生活サービス機能へのアクセス性は比較的高いものの、人口減少や低密度化の進行により、今後は生活サービス機能の維持が難しくなることが懸念されます。
・将来人口密度と生活サービス施設が集積するエリアを重ねて見ると、中心市街地も含め利便性が高い場所であっても、必ずしも多くの人が住んでいるわけではないことが伺えます。
・また、今後の高齢化の見通しや市民意向などから、身近な地域の拠点の充実が求められています。

主な現状・将来予測（分析結果）

❑ 現状では 40 人/ha 以上のエリアが広範囲に分布していますが、全市的に人口密度 40 人/ha 未満のエリアが増加し、人口密度が低下していくことが予測されています。
❑ 将来人口推計（R22）では市街地６地区全てで 10～15%の人口減が予測されています。

▼人口密度（R２）　▼人口密度（R22 推計）



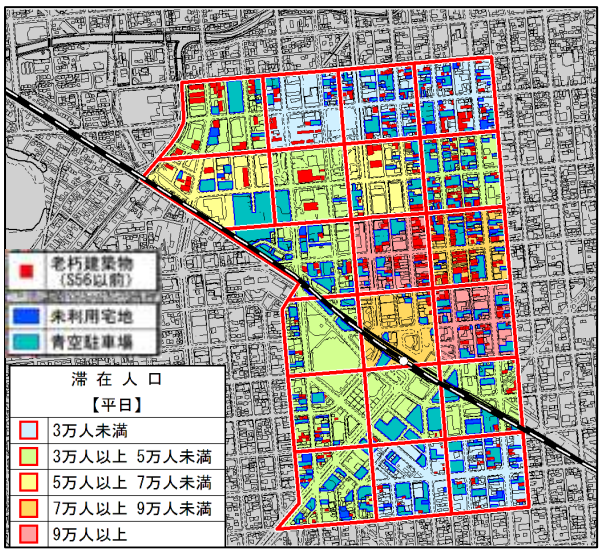
＜出典＞国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3」を用いた計算結果を加工して作成

人口密度 40 人/ha　｜市街化区域として定める既成市街地の人口密度として都市計画法施行規則に定められている。
徒歩圏人口カバー率　｜ある施設から徒歩で行ける範囲(半径 800m)内に居住する人口の割合を示す指標。

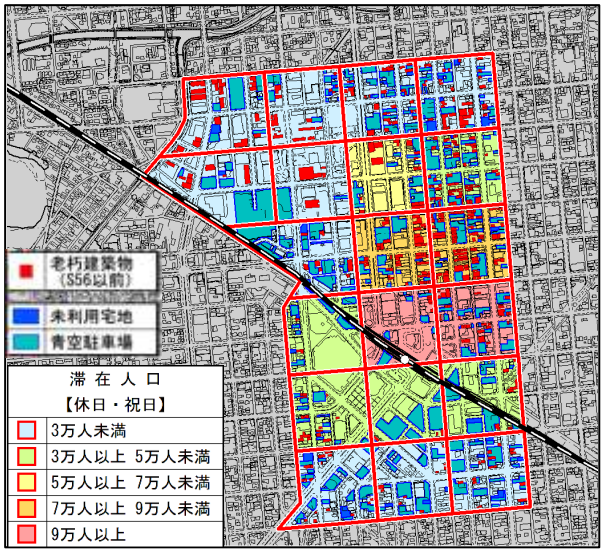
主な現状・将来予測（分析結果）

- ❑　中心市街地では滞在人口の減少のほか、空き地や青空駐車場などの低未利用地や老朽建築物の分布が多数見られます。
- ❑　居住人口については、エリア全体で減少傾向となっており、生活利便性の低下などに伴い、まちなか居住環境への更なる影響が懸念されます。

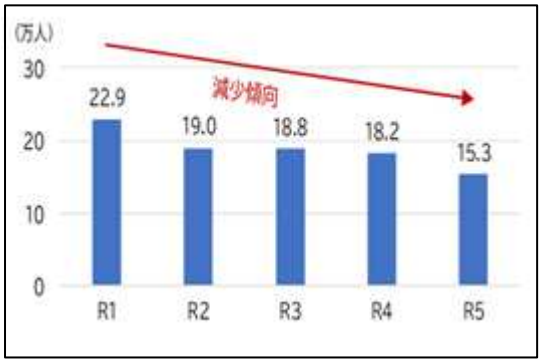
▼滞在人口（平日）×老朽建築物（S56 以前）×低未利用地



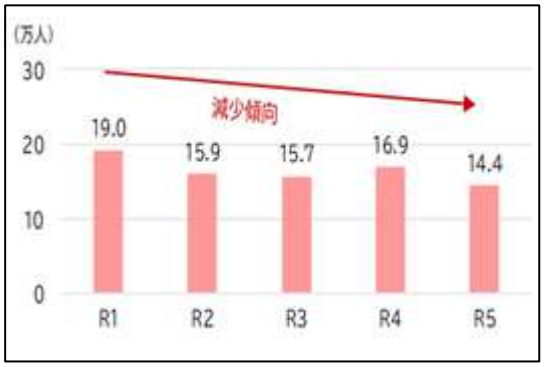
▼滞在人口（休日）×老朽建築物（S56 以前）×低未利用地



▼滞在人口（平日）の動向



▼滞在人口（休日）の動向



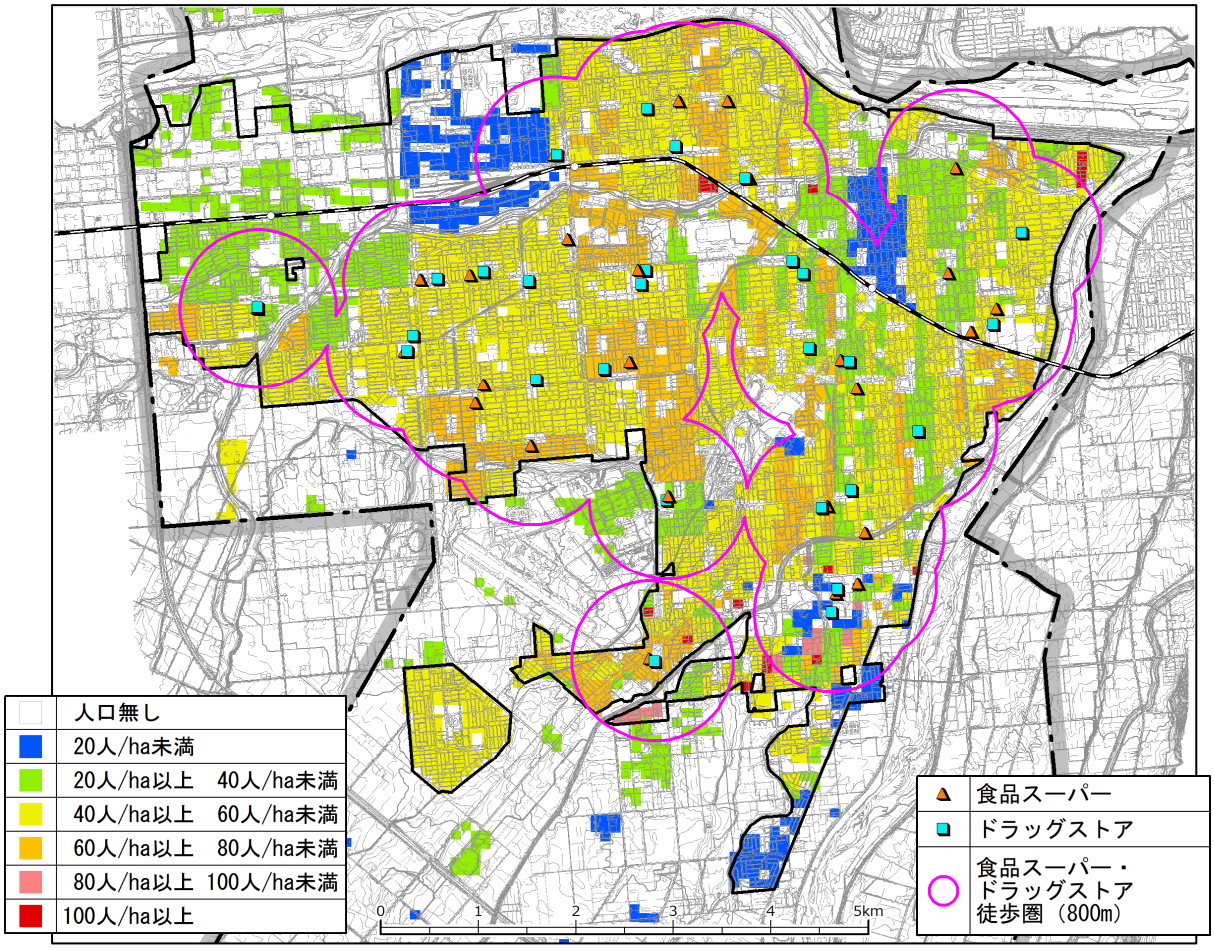
＜出典＞令和６年度人流データ委託業務に係る報告書

低未利用地｜住宅や事業所などに使われていない土地、または周辺の同じ用途の土地と比べて、あまり活用されていない土地を指す。

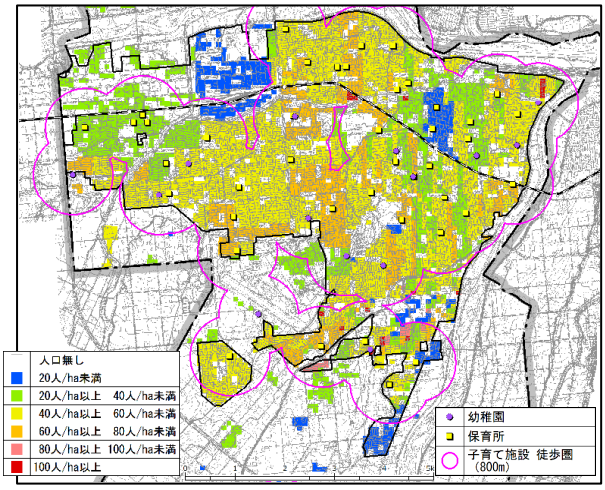
主な現状・将来予測（分析結果）

- ❑ 商業、医療、子育て施設など日常生活に必要な施設が各地区で分散して立地しています。
- ❑ 市街化区域における各施設の徒歩圏人口カバー率は、商業 83.6%、子育て 94.0%、医療 89.8%です。
- ❑ 現状の各施設の徒歩圏人口カバー率はおおむね充足していますが、人口密度の低下などにより、各施設が維持できなくなることが予測されます。

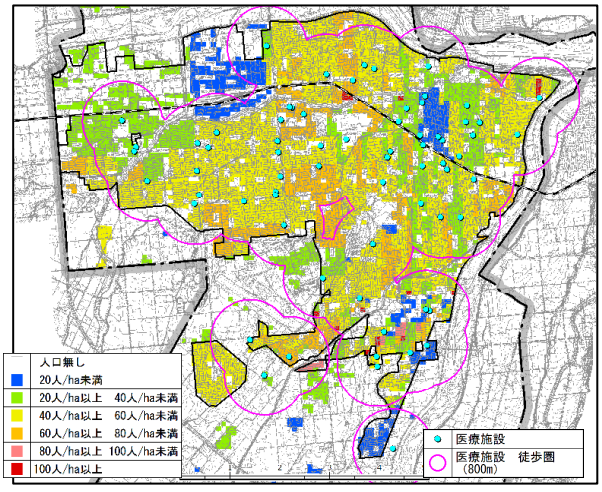
▼商業施設カバー圏図（Ｒ２）



▼子育て施設カバー圏図（Ｒ２）

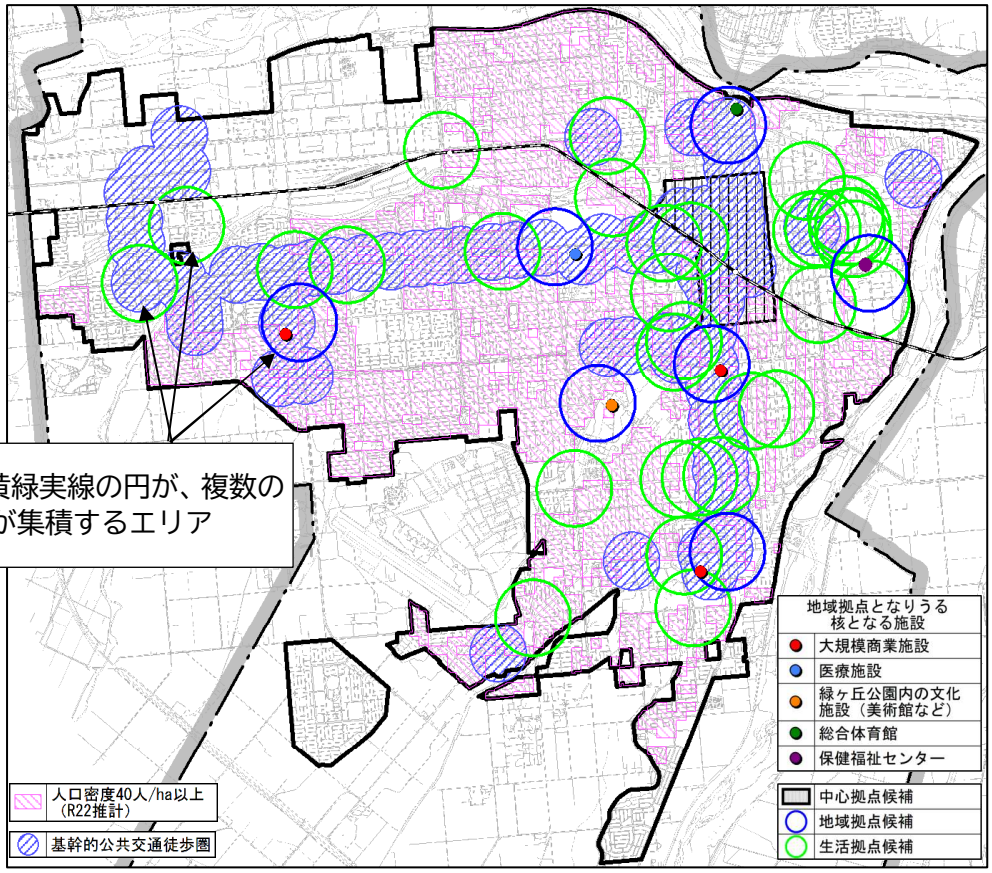


▼医療施設カバー圏図（Ｒ２）



▼R22 人口密度 40 人/ha 以上×都市機能（医療・商業・福祉・子育て・コミュニティ）の集積

将来の人口密度と都市機能の集積（拠点性）を重ね合わせて分析したものです。
※詳細はP23 を参照



＜出典＞国土技術政策総合研究「将来人口・世帯予測ツール V3」を用いた計算結果を加工して作成

市民アンケート　※詳細は資料編（P96）を参照

問 4-2　20 年後、日常生活に必要な商業施設や医療・福祉、文化施設など、どこに立地しているのが望ましいと思いますか。



・日常生活での利用が想定された施設を中心に「身近な地域の拠点」への立地が望ましいとの回答割合が高いが、「行政施設」については「中心拠点」への立地が望ましいとの回答割合が最も高いです。

分析テーマ2

住宅市街地の動向

住宅市街地にどのような特性や変化が見られるか、明らかにします。

＜まとめ＞

・市街化区域には、「人口密度 40 人/ha 以上」の人口密度の高いエリアが、都市機能の集積するエリアから離れた場所にあるケースもあり、人が多く住んでいる場所に、必ずしも生活利便施設の集積がしているわけではないことが伺えます。
・今後、高齢者人口が増えることが予測され、お店や病院が近くにないことで不便さを感じる市民が増えていくことが懸念されます。

主な現状・将来予測（分析結果）

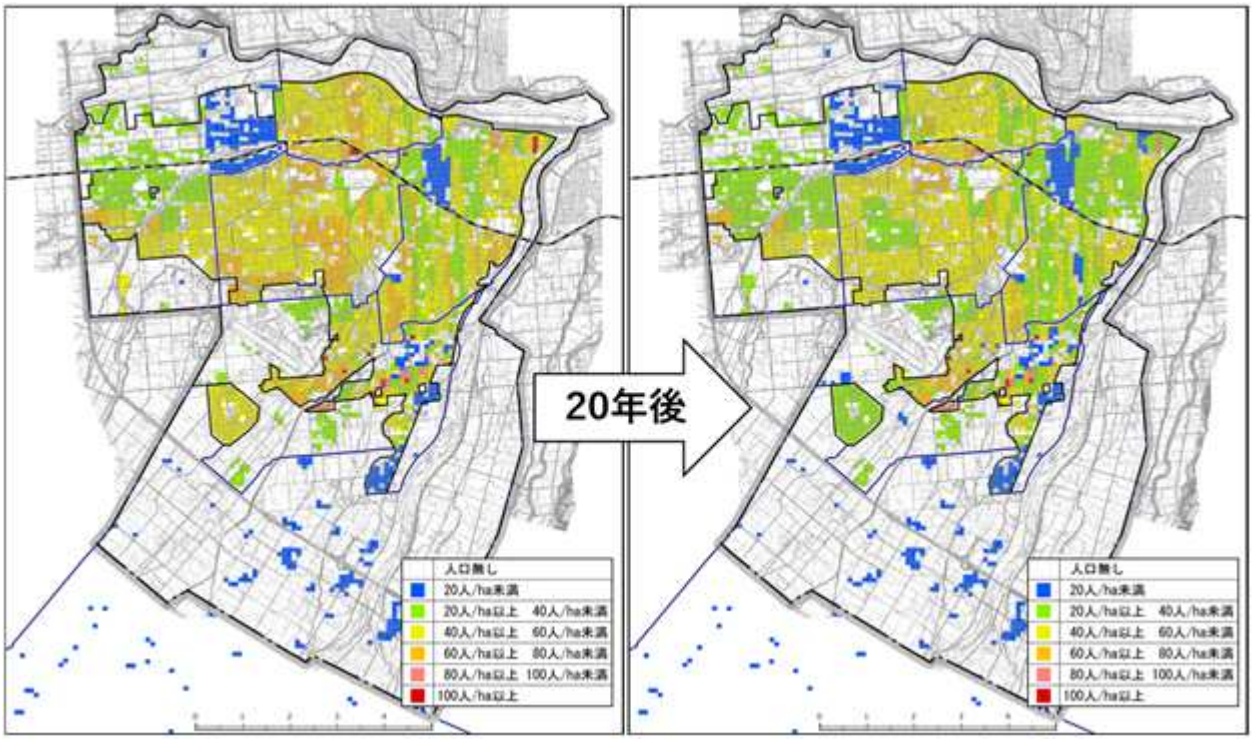
❑ R22 の推計人口について、R２と比較すると、全地区で減少する見通しとなっており、市街化区域の設定基準とされている 40 人/ha（人口 40 人以上の 100m メッシュ）を下回るエリアが増加する見込みとなっています。

❑ R22 の人口密度 40 人/ha 以上と都市機能（医療・商業・福祉・子育て・コミュニティ）の分布を重ねて見ると、西地区の南側や川北地区において、「拠点性があるエリア」から離れた、人口密度 40 人/ha 以上のまとまったエリアが広がっています。

❑ 高齢者人口率（100mメッシュ）のR２～R22 増減率の分布を見ると、多くのエリアが高齢者人口増加を示しています。増加率が 20%以上の増加が著しいエリアも見られます。

❑ 世帯数（100mメッシュ）のR２～R22 増減率の分布を見ると、南地区を中心に世帯数増加を示しています。増加率が 20%以上の増加が著しいエリアも見られます。

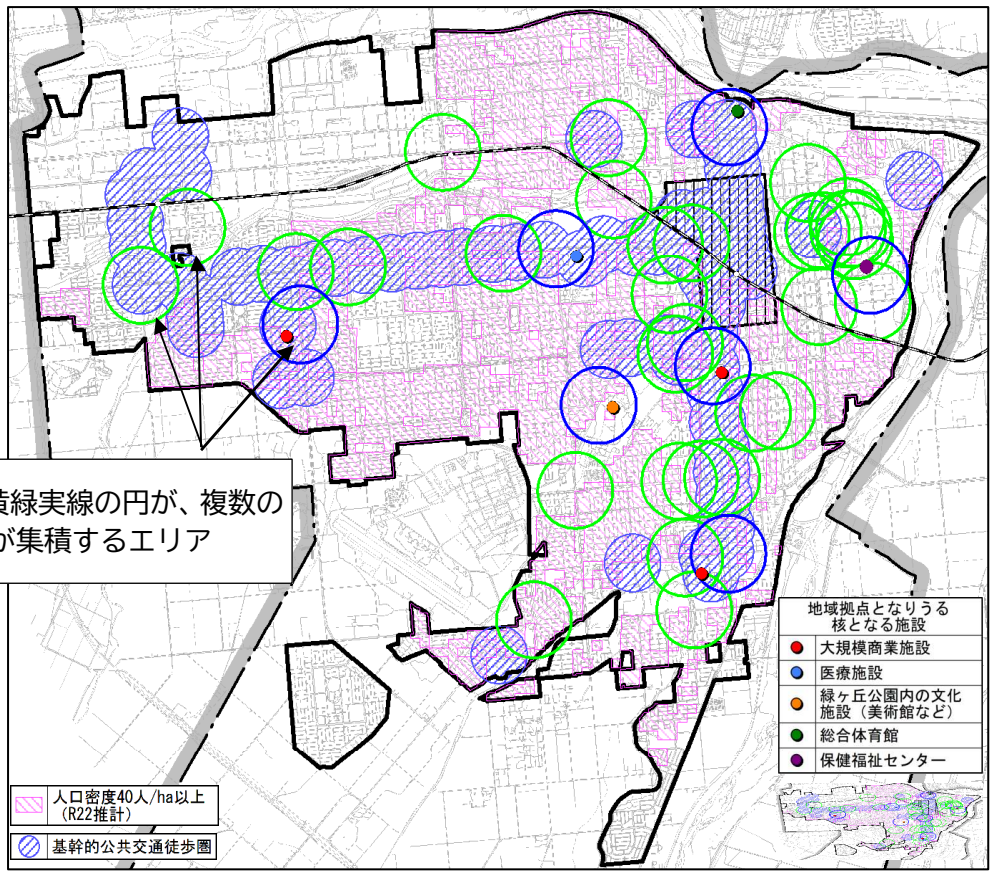
▼人口密度（R２）　▼人口密度（R22 推計）



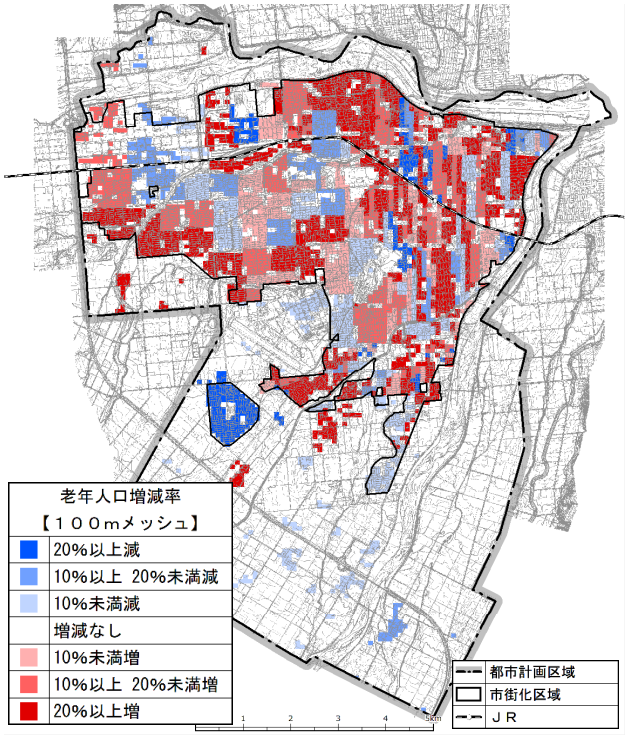
100m メッシュ（人口）｜100m×100m の格子状の区域ごとにどれだけ人口がいるか、色分けし、可視化したもの。

▼R22 人口密度 40 人/ha 以上×都市機能（医療・商業・福祉・子育て・コミュニティ）の集積

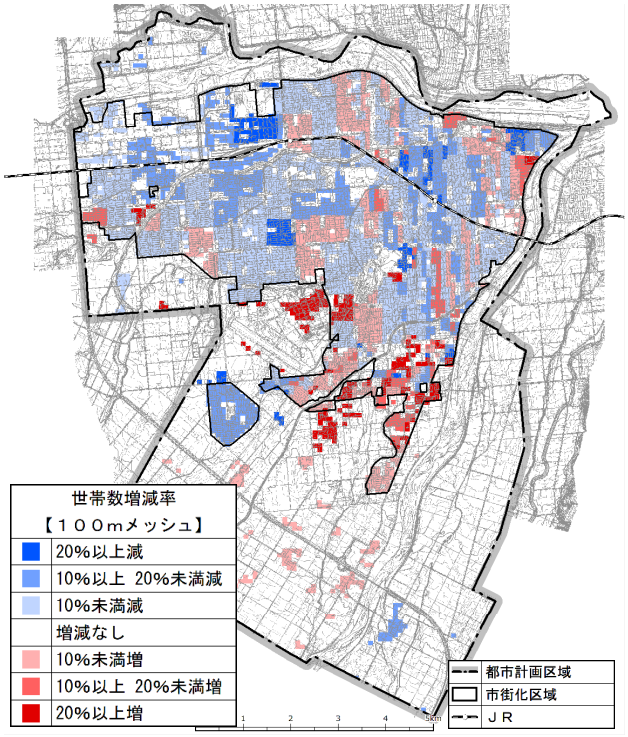
人口密度 40 人/ha 以上のまとまったエリアが、拠点性のあるエリアから離れた場所にも存在しています。※詳細はＰ23 を参照



▼高齢者人口増減率（Ｒ２―Ｒ22）



▼世帯数増減率（Ｒ２―Ｒ22）



＜出典＞国土技術政策総合研究所　「将来人口・世帯予測ツール V3」を用いた計算結果を加工して作成

分析テーマ3

都市交通

拠点的なエリアを結ぶ公共交通ネットワークの状況を、明らかにします。

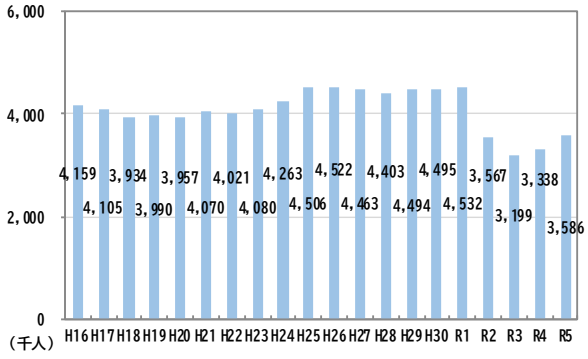
＜まとめ＞

・市街化区域におけるバス停への徒歩圏人口カバー率は 90%以上であり、市街地の多くで公共交通へのアクセスは確保されているといえます。
・しかし、片道 30 便以上/日のバス停留所の徒歩圏人口カバー率は 25.4%と限定的となっています。
・公共交通の利用が伸び悩む中、市内路線バスでは路線の廃止や減便が行われており、今後さらなるサービス水準の低下が予測されます

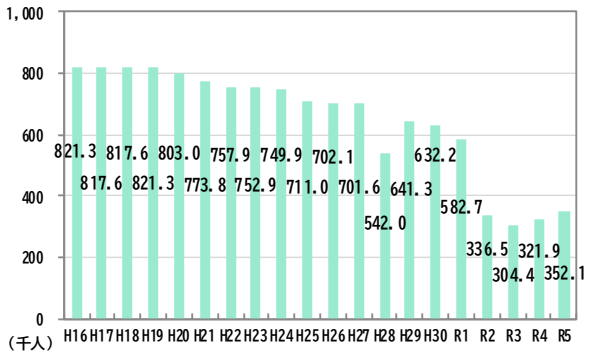
主な現状・将来予測（分析結果）

❑ 帯広市の公共交通は、JR 線と路線バスがありますが、路線数・運行便数・利用者数ともに路線バスの方が多く、市民の日常生活の移動手段として定着しています。
❑ 移動手段の割合では自動車が 81.5%を占めており、自動車利用率が高い移動構造となっています。

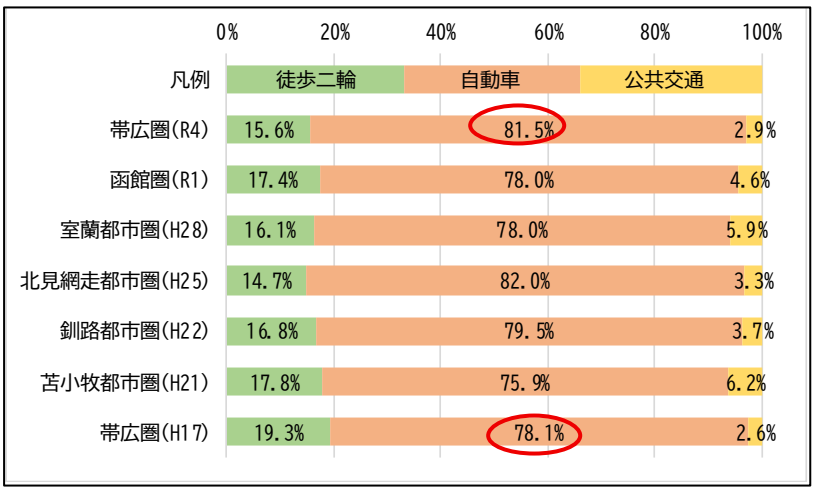
▼路線バス利用者数の推移



▼ＪＲ利用者数の推移



▼交通移動手段ごとの利用割合（都市圏比較）

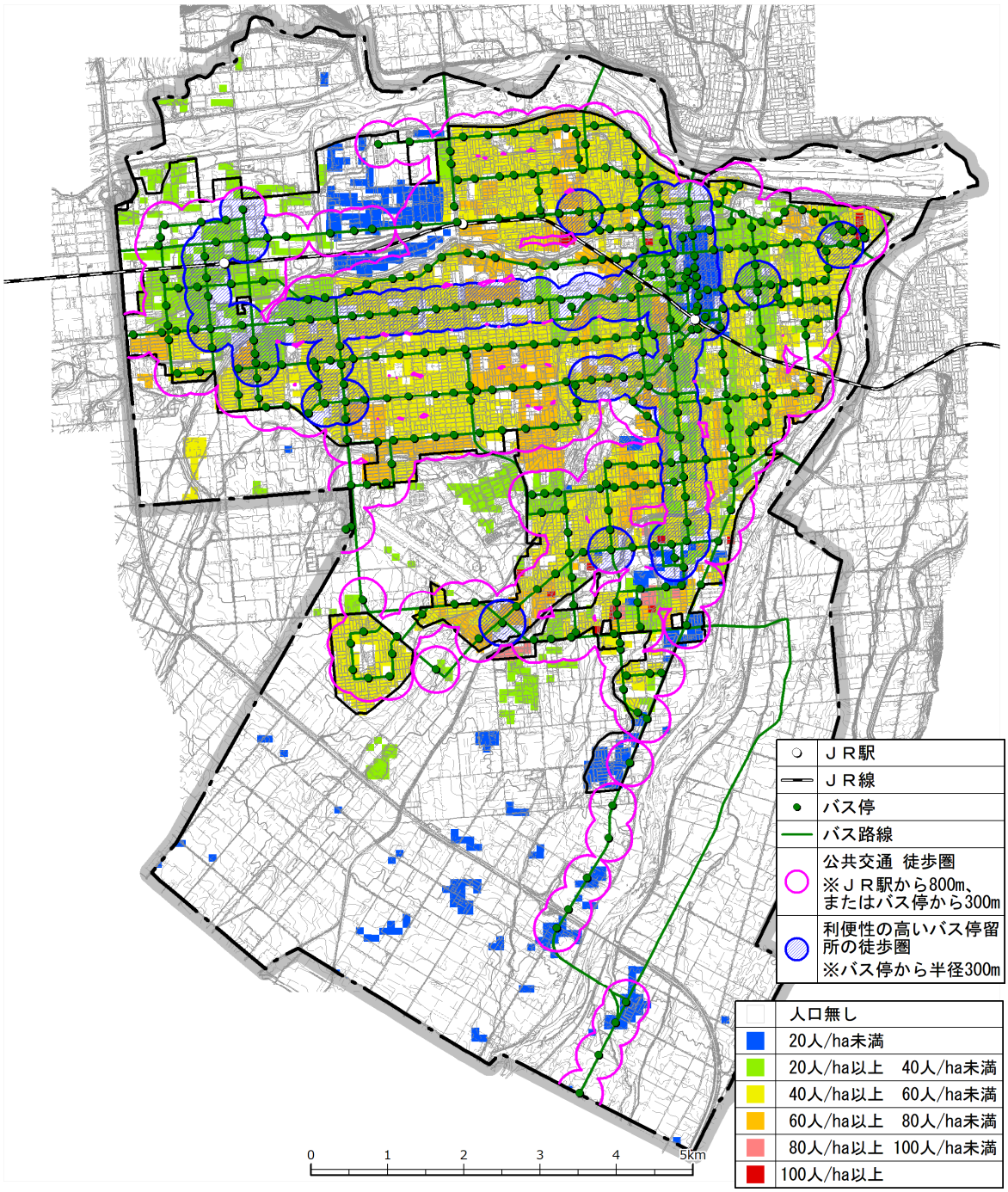


＜出典＞帯広圏の都市交通マスタープラン（北海道）

主な現状・将来予測（分析結果）

❑　公共交通(JR・バス)のカバー圏はおおむね市街化区域全体、人口の約９割をカバーしています。しかし、路線廃止や減便が進んでおり、今後さらなるサービス水準の低下が予測されます。

▼公共交通カバー圏（Ｒ２）



＜出典＞十勝バス、拓殖バス GTFS データ

利便性の高いバス停留所｜1日当たり片道 30 便以上の運行があるバス停留所を指す。

分析テーマ4

市街地の災害リスク

市街化区域のどのようなエリアに災害リスクがあるか、明らかにします。

＜まとめ＞

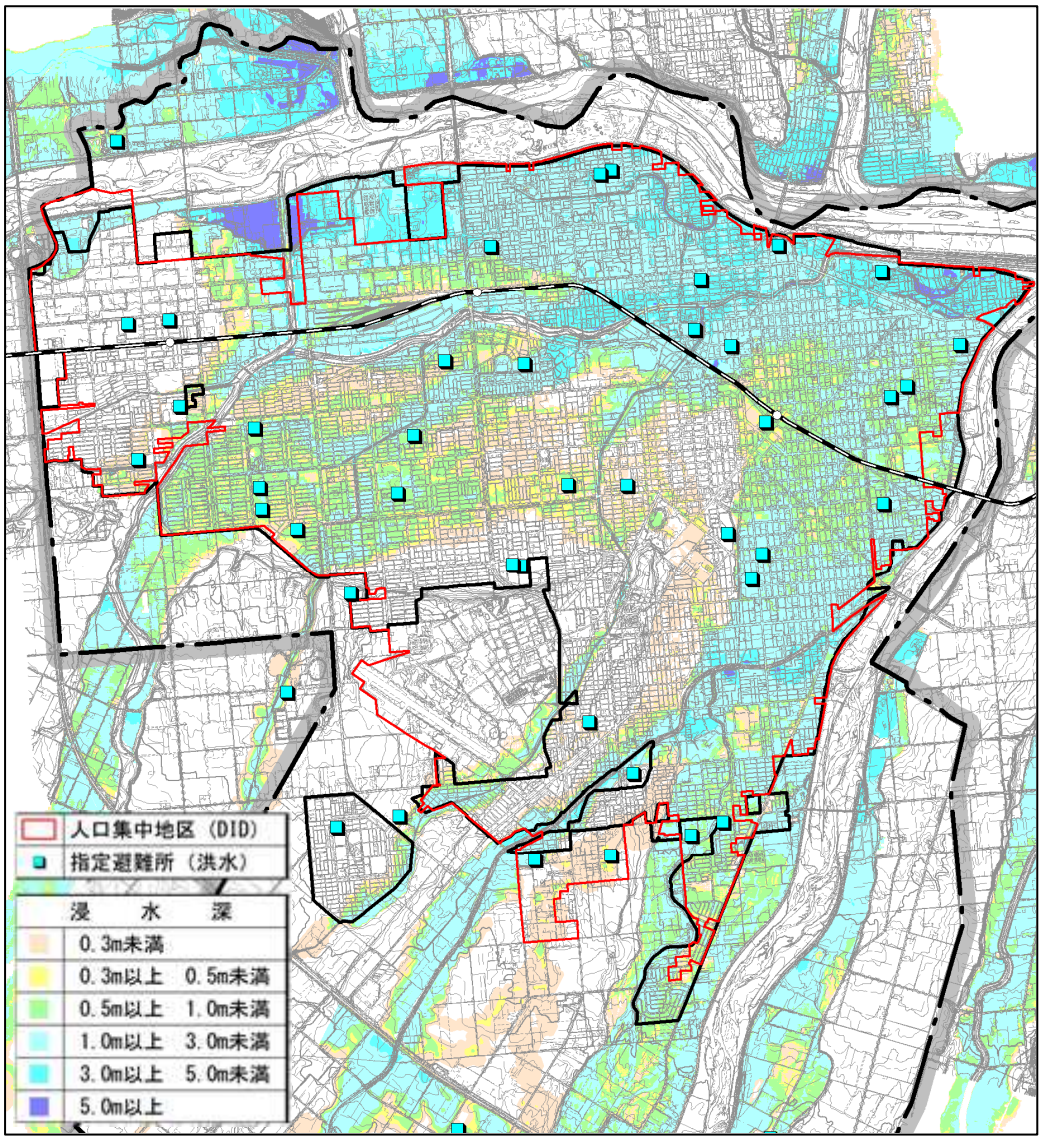
・市街化区域内については、土砂災害に関する災害リスクはありませんが、河川の氾濫に関しては市街化区域の多くが洪水浸水想定区域に含まれ、地域によっては水害リスクを前提とした土地利用や都市機能の配置の検討が必要になります。特に十勝川、札内川に近い川北地区や東地区では、他地区より洪水浸水被害のリスクが高く、地区住民の河川洪水対策への関心も高くなっています。

・市民意向では、避難所の環境整備や備蓄の確保のほか、住宅等の耐震化などが求められています。

主な現状・将来予測（分析結果）

❑　洪水（想定最大）の浸水状況を見ると、十勝川、札内川、帯広川などの主要河川の周辺で浸水区域内となっています。

▼洪水ハザードマップ及び人口集中地区（DID）重ね図



＜出典＞国土数値情報、帯広市洪水ハザードマップ

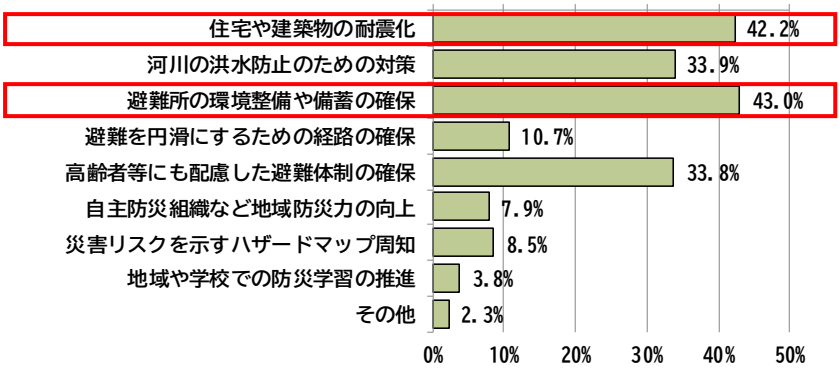
災害（ハザード）｜洪水や地震など、被害をもたらす可能性のある自然現象を指す。
災害リスク　　｜災害によって人が被害を受ける可能性と度合いを指す。

市民アンケート　※詳細は資料編（P96）を参照

問 3-3　安全･安心に住み続ける上で必要だと思う防災･減災の対策は次のうちどれですか？

【市全体】

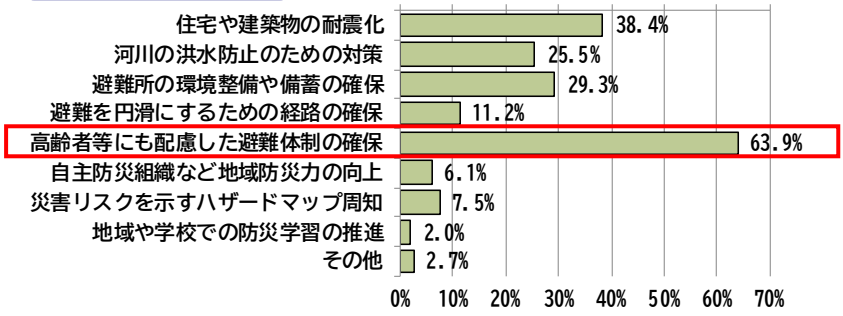
❑　市全体では、防災・減災対策のうち、耐震化や避難所・備蓄への配慮への関心が高いです。



【年代別分析】

❑　年代別では、高齢者層（75 歳以上）において「高齢者等にも配慮した避難体制の確保」の割合が高いです。

75歳以上

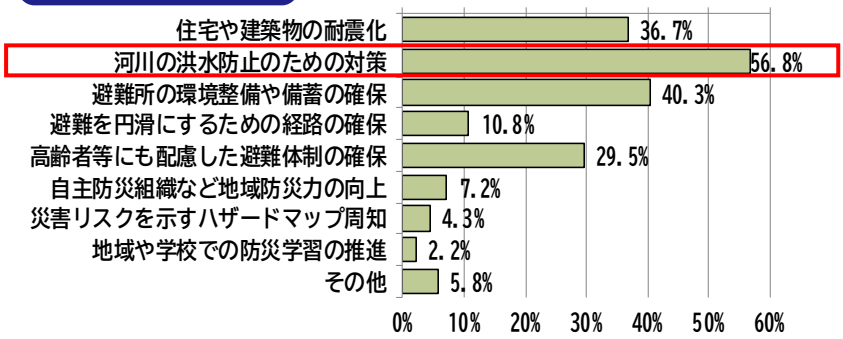


【地区別分析】

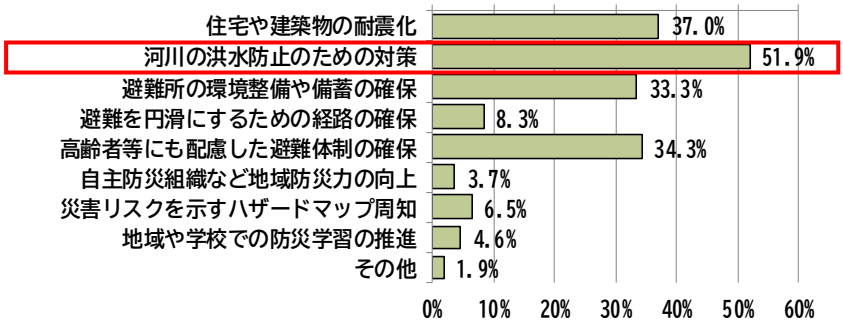
❑　地区別では、川が近い川北地区、東地区において「河川の洪水防止のための対策」の割合が最も高いです。

※地区区分は資料編（P99）を参照

川北地区



東地区



＜出典＞帯広市　都市計画に関するアンケート調査

■ 現状と課題・まとめ

分析テーマ1:人口動向と都市の拠点性

・市街化区域内では将来的に「人口密度 40 人/ha 未満」のエリアが増加する見込みです。
・利便性の高い中心市街地でも滞在人口は減少し、にぎわいや都市の求心力低下が懸念されます。
・市街化区域では、商業、医療、子育て支援等施設の徒歩圏人口カバー率がおおむね 80%以上と生活サービス機能へのアクセス性は比較的高いものの、人口減少や低密度化の進行により、今後は生活サービス機能の維持が難しくなることが懸念されます。
・将来人口密度と生活サービス施設が集積するエリアを重ねて見ると、中心市街地も含め利便性が高い場所であっても、必ずしも多くの人が住んでいるわけではないことが伺えます。
・また、今後の高齢化の見通しや市民意向などから、身近な地域の拠点の充実が求められています。

分析テーマ2:住宅市街地の動向

・帯広市の市街化区域には、「人口密度 40 人/ha 以上」の人口密度の高いエリアが、都市機能の集積するエリアから離れた場所にあるケースもあり、人が多く住んでいる場所が、必ずしも便利な場所にあるわけではないことが伺えます。
・またこのような場所では、市街地の多くがそうであるように、老年（高齢者）人口が増えることが予測され、お店や病院が近くにないことで不便さを感じる市民が増えていくことが懸念されます。

分析テーマ3:都市交通

・市街化区域におけるバス停への徒歩圏人口カバー率は 90%以上であり、市街地の多くで公共交通へのアクセスは確保されているといえます。
・しかし、便数が多く便利なバス停の徒歩圏人口カバー率は 25.4%と限定的となっています。
・公共交通の利用が伸び悩む中、市内路線バスでは路線の廃止や減便が行われており、今後さらなるサービス水準の低下が予測されます。

分析テーマ4:市街地の災害リスク

・市街化区域内については、土砂災害に関する災害リスクはありませんが、河川の氾濫に関しては市街化区域の多くが洪水浸水想定区域に含まれ、地域によっては水害リスクを前提とした土地利用や都市機能の配置の検討が必要になります。特に十勝川、札内川に近い川北地区や東地区では、他地区より洪水浸水被害のリスクが高く、地区住民の河川洪水対策への関心も高くなっています。
・市民意向では、避難所の環境整備や備蓄の確保のほか、住宅等の耐震化などが求められています。

課題 1　居住と都市機能の維持・集約

人口密度が低下すると、商業・医療・福祉など都市機能の利用者数が確保できず、密度の経済の考え方から、生活サービスの維持が困難になることが予測されます。

このため、将来も人口密度が一定程度維持されるエリアで、なおかつ現在都市機能が集積しているエリアを維持・集約していく必要があります。

課題 2　住宅地の保全

将来の人口密度の維持が見込まれるエリアでも、都市機能が集積していない地域があります。これらの地域では生活に必要な施設が点在しており、市民生活を支える役割を果たしています。このような地域では居住誘導するエリアから機械的に外すのではなく、柔軟に対応し、生活利便性の維持・向上させる取組みが必要です。

課題 3　公共交通ネットワークの維持

利便性の高いバス路線は、商業・医療など都市機能が集積するエリアを結ぶ基幹的公共交通軸です。今後さらなるサービス水準の低下を防ぎ、この交通軸を維持するためには、沿線への居住の誘導により利用者を確保する必要があります。

課題 4　災害リスクを踏まえた対応

市街化区域内には浸水想定区域が広く分布していますが、河川が近くにあるなど場所によって浸水深が異なっています。こうした災害リスクを考慮し、居住誘導区域の設定を含め、リスクへの対応を検討する必要があります。

第３章　立地の適正化に関する基本的な方針

第２章で明らかにした課題を踏まえ、まちや暮らしの中心となる拠点や、利便性の高い交通ネットワークの把握により、目指すべき都市の骨格構造を整理し、その実現に向けた基本的な方針を設定します。

■ 都市計画マスタープランについて

立地適正化計画は、都市計画法第 18 条の２に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」とする。）の一部であり、都市マスの考え方や基本理念などを踏まえて検討していく必要があります。

都市マスでは、市内を中心部・既成市街地・郊外住宅地・工業・保全の５つのエリアに区分して、それぞれの地域特性に応じた土地利用や住環境の維持・保全の方向性を示しています。

そのため、立地適正化計画は、居住や都市機能を緩やかに誘導する区域を都市マスの上に重ねて定めます。

第２次帯広市都市計画
マスタープランの基本理念

みんなで創り 未来へつなぐ
みどり豊かな帯広の
心地よい暮らし

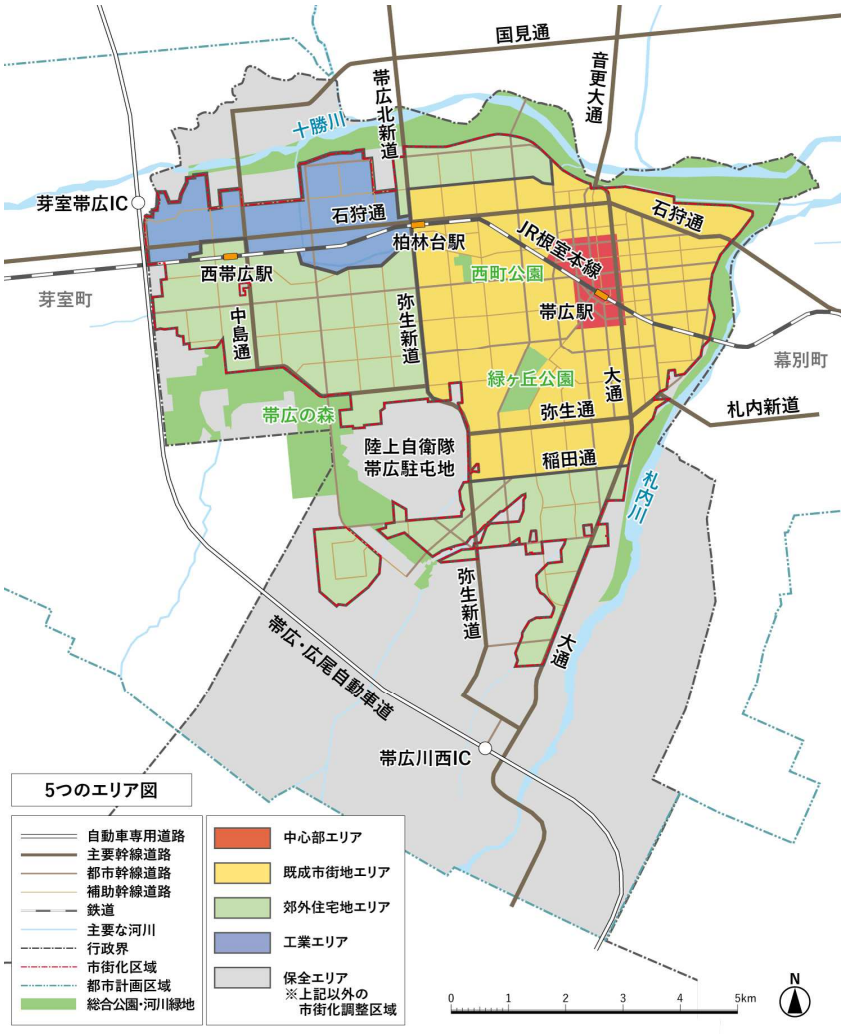


図　都市計画マスタープランの５つのエリア図

■ 拠点と公共交通軸の考え方

まちや暮らしの中心となる拠点や、利便性の高い交通ネットワークの把握により、目指すべき都市の骨格構造を整理するため、「立地適正化計画の手引き」における拠点、公共交通軸のイメージを参考として、中心拠点や地域・生活拠点、基幹的な公共交通軸を検討しました。

▼ 各拠点地区と基幹的な公共交通軸のイメージ

各拠点のイメージ

拠点類型	地区の特性	設定すべき場所の例	地区例
中心拠点	● 市町村域各所からの公共交通アクセス性に優れ、住民に行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積等の高次の都市機能を提供する拠点	● 特に人口が集積する地区 ● 各種の都市機能が集積する地区 ● サービス水準の高い基幹的な公共交通の結節点として市内各所から基幹的公共交通等を介して容易にアクセス可能な地区 ● 各種の都市基盤が整備された地区	● 中心市街地活性化基本計画の中心市街地 ● 市役所や市の中心となる鉄道駅の周辺 ● 業務・商業機能等が集積している地区
地域・生活拠点	● 地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパー等、主として日常的な生活サービスを提供する拠点	● 周辺地域に比して人口の集積度合いが高い地区 ● 日常的な生活サービスの提供施設等が集積する地区 ● 徒歩、自転車又は端末公共交通手段を介して、周辺地域から容易にアクセス可能な地区 ● 周辺地域に比して都市基盤の整備が進んでいる地区	● 行政支所や地域の中心となる鉄道駅、バス停の周辺 ● 近隣商業地域など小売機能等が一定程度集積している地区 ● 合併町村の旧庁舎周辺地区

基幹的な公共交通軸のイメージ

公共交通軸の特性	設定すべき場所の例
● 中心拠点や地域・生活拠点等の居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定水準以上のサービスで運行する公共交通	● 一定水準以上のサービスで運行する路線であり、一定の沿線人口密度があり、かつ公共交通政策でも主要路線として位置付けられるなど、サービス水準の持続性が確保されると見込まれる路線 ● 中心拠点や地域拠点、生活拠点と居住を誘導すべき地域とを結ぶ路線 ● デマンド交通の拠点周辺

＜出典＞国土交通省「立地適正化計画の手引き」

端末公共交通｜主要な交通機関に乗り継ぐ前後（自宅からバス停、バス停から目的地等）の短距離移動を担うオンデマンドバス、小型自動運転車、シェアサイクルなどの公共交通手段のこと。

■ 拠点の設定（中心・地域・生活拠点）

中心市街地を中心拠点として位置付けるほか、現状で一定程度都市機能が集積し、市民や近隣町村などの住民の広域的な利用が見込まれる区域を地域拠点、住宅地に近接し日常生活を支える区域を生活拠点として位置付けます。今後の検討において、これらの拠点やその周辺を誘導区域に設定することとなります。

表　各拠点の考え方と具体的な位置

拠点類型	拠点の考え方	分析結果より	具体的な位置
中心拠点	中心拠点は、公共交通の結節点となっており、商業、金融、行政、教育・文化、交流等の多様な都市機能が集積し、市内外から多くの人が訪れる、本市の中心となる区域であり、今後も既存ストックを活かし、都市機能の維持とにぎわいの創出を図るための拠点として位置付けます。	■　中心市街地の滞在人口は毎年減少し、にぎわいや都市の求心力が低下する可能性があります。 ■　民間によるにぎわい創出の取組みや商業施設跡地の開発の動きがあります。	❑　**中心市街地活性化基本計画の対象区域**
地域拠点	地域拠点は、幹線道路や公共交通との接続性が高く、商業機能の集積や、医療、教育・文化、スポーツ等の生活利便機能が立地し、周辺の複数地区からの利用が見込まれる区域であり、今後も生活利便性の維持・向上と公共交通との連携を図るための拠点として位置づけます。	■　大型商業施設や医療機関、教育・文化、スポーツ施設、保健福祉施設が、多くの人が訪れる目的となっており、公共交通との連携により利便性が高まる可能性があります。	❑　**白樺通沿線** ❑　**大型商業施設が立地する地域（西５南 20、西帯広、稲田町）** ❑　**緑ヶ丘公園** ❑　**総合体育館** ❑　**保健福祉センター**
生活拠点	生活拠点は、住宅地に近接し、日常生活に必要な商業、医療、地域交流等の身近な生活サービス機能へ、徒歩、自転車及び公共交通によりアクセスしやすい区域であり、高齢者や子育て世帯をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活を支える機能の維持・確保を図るための拠点として位置付けます。	■　日常生活を支える機能が身近にあることで自家用車に過度に依存せずに生活することができます。 ■　アンケート結果から、住み続ける上で住宅の近くに必要な施設は、食料品や日用品の買い物施設です。	❑　**既存住宅地の身近な商業施設や公共施設等が集積した地域**

▼各拠点設定の考え方

● 拠点の設定条件

拠点は、以下の４つの基準を重ね合わせて設定します。

①　生活に必要な都市機能と住宅が一緒に立地できる用途地域を基本とする。

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域を対象とします。これらの用途地域は、商業施設や医療施設などの生活に必要な施設と、住宅が一緒に立地できる用途地域です。

②　関連計画において、具体的なエリアや取組みが示されているものを反映。

中心市街地活性化基本計画など、市の計画との整合を図ります。

③　公共交通でアクセスしやすい場所に位置している。

バス路線など、市民の移動を支える交通ネットワークとの関係を評価します。

④　医療・商業・福祉・子育て・コミュニティなど、生活に必要な都市機能の集積が見られる。

①～④を踏まえて、拠点候補を抽出します。また、利用頻度の高いスーパーとドラッグストアが隣接もしくは近接している場合は商業集積地として拠点候補と評価します。

これらの拠点候補は、立地する都市機能の充実度合いに応じて、中心拠点・地域拠点・生活拠点に分類します。中心拠点は市全体の中心として高次の都市機能を担い、地域拠点は周辺地域の生活サービスを支え、生活拠点は日常生活に必要なサービスを身近に提供する、という役割に応じて位置付けられます。

● 各拠点について

【中心拠点】

1. 拠点範囲：第４期帯広市中心市街地活性化基本計画で示されている中心市街地エリア
2. 対象施設：行政サービス施設（市役所）、医療施設、商業施設、図書館・生涯学習センター（とかちプラザ）などの文化施設、金融機関、地域交流施設（コミュニティセンター、福祉センターなど）

【地域拠点】

1. 拠点範囲：最重症患者の対応が可能な医療機関や店舗面積が 10,000㎡を超える商業施設など広域的な利用が想定される施設の近くにある交差点から半径 400m 圏内（※）
2. 対象施設：医療施設、商業施設（店舗面積 10,000㎡超の店舗）、児童会館・百年記念館などの文化施設、総合体育館、保健福祉センター

【生活拠点】

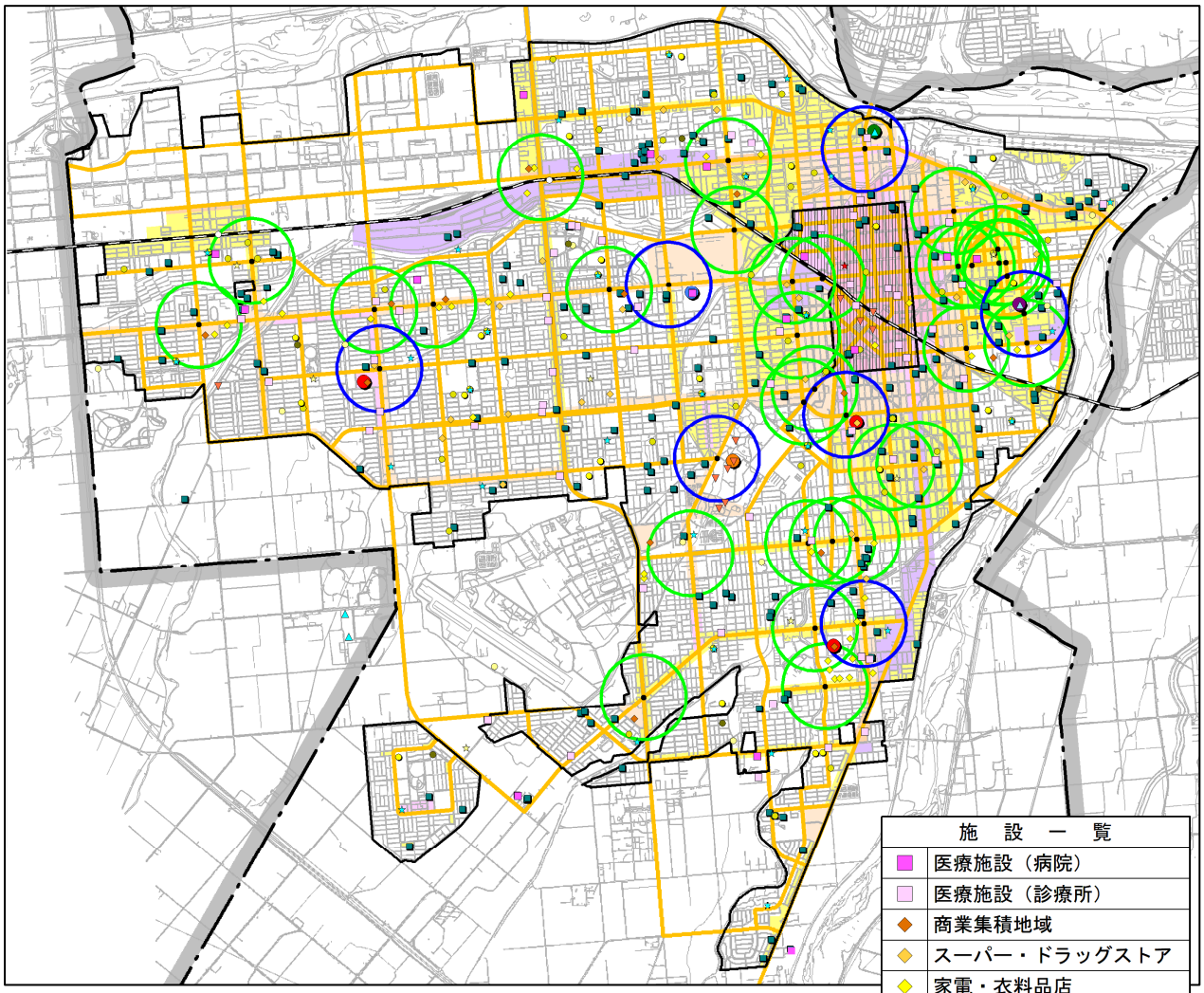
1. 拠点範囲：日常生活で利用される医療施設、商業施設（商業集積地含む）、子育て施設などの近くにある交差点から半径 400m 圏内（※）
2. 集積している都市機能：医療施設、商業施設（商業集積地含む）、福祉施設、子育て施設、コミュニティ施設

用途地域｜都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建蔽率及び各種の高さについて制限を課した地域。

※半径 400m 圏の設定根拠

本市の健康福祉に関する計画「第三期けんこう帯広 21」で５分程度の歩行を推奨しており、高齢者の歩行速度で５分間歩いた際の距離は 400～500m 程度となります。また、市民アンケートにおいても、歩こうと思う距離として「300m～400m まで」が割合として最も多かったことから徒歩圏の指標として 400m を採用しています。

▼設定条件を踏まえた各拠点候補の抽出



■ 基幹的公共交通軸の設定

立地適正化計画では、将来の都市の骨格となる主要な拠点や基幹的公共交通軸を抽出し、骨格構造を設定することとされています。このため、本市においても、基幹的公共交通軸を以下の通り設定しました。

● 基幹的公共交通軸の考え方

基幹的公共交通軸は、片道 30 便以上/日のバス停留所を結び、拠点間をつなぐ主要な路線を対象とします。これにより、都市内の主要な拠点を結ぶ移動の軸を形成します。

● 基幹的公共交通軸の設定

上記の考え方に基づき、白樺通、新緑通、春駒通、西５条通などを基幹的公共交通軸として設定します。これらの路線は、片道 30 便以上/日のバス停留所が連なる主要な路線であり、都市の骨格構造を支える役割を果たします。

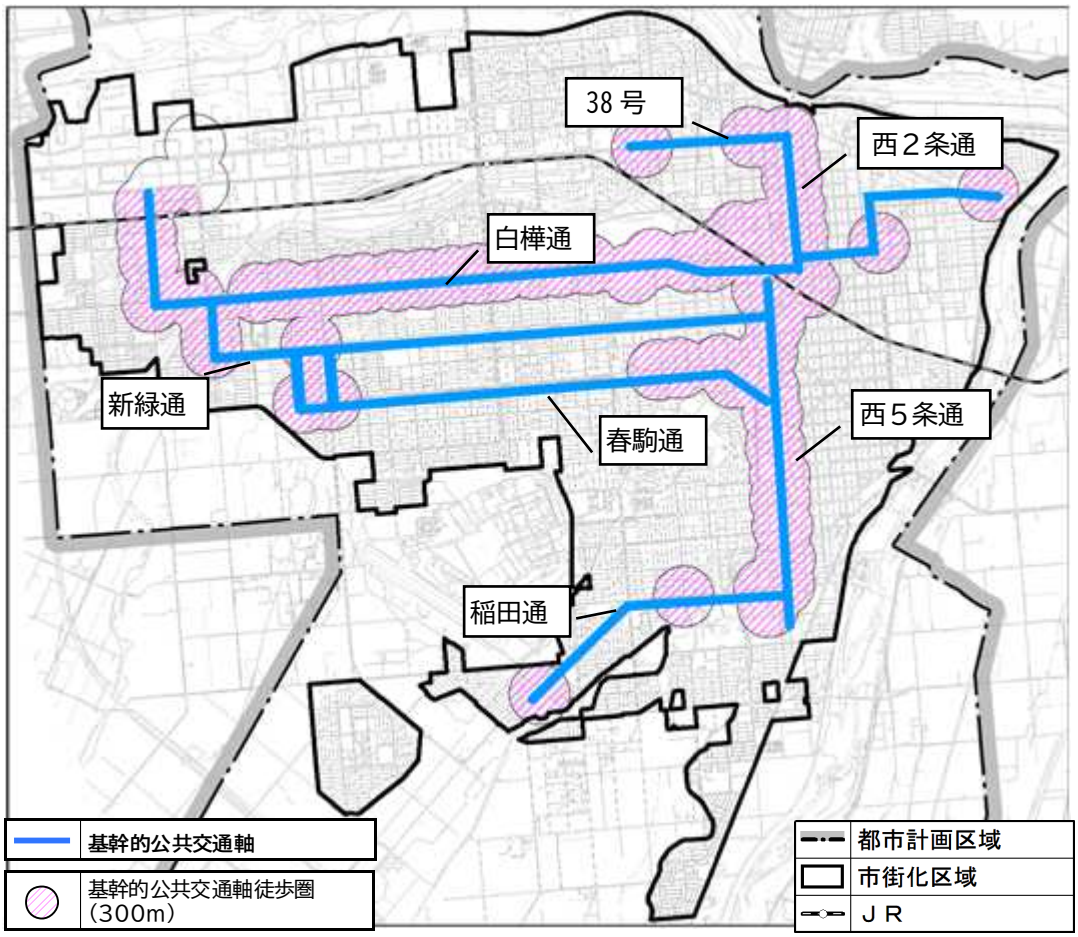


図　基幹的公共交通軸の設定

■ 都市の骨格構造

都市の骨格構造は、まち全体の大まかな骨組みを示すものであり、拠点や公共交通軸を基盤に居住誘導区域や都市機能誘導区域を定めるものです。人口分布や都市機能の集積状況を分析し、基幹的公共交通軸と重ね合わせることで、中心拠点、地域拠点、生活拠点を位置づけます。

拠点や公共交通軸は、「立地適正化計画の手引き」を参考に設定しました。基幹的公共交通軸は、片道 30 便以上/日のバス停留所を結び、拠点間をつなぐ主要な路線を対象とします。骨格構造に基づき、拠点や公共交通軸の周辺に居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定します。

都市機能は各拠点に、居住は拠点や公共交通軸の周辺に誘導することで、効率的で持続可能な都市構造を目指します。

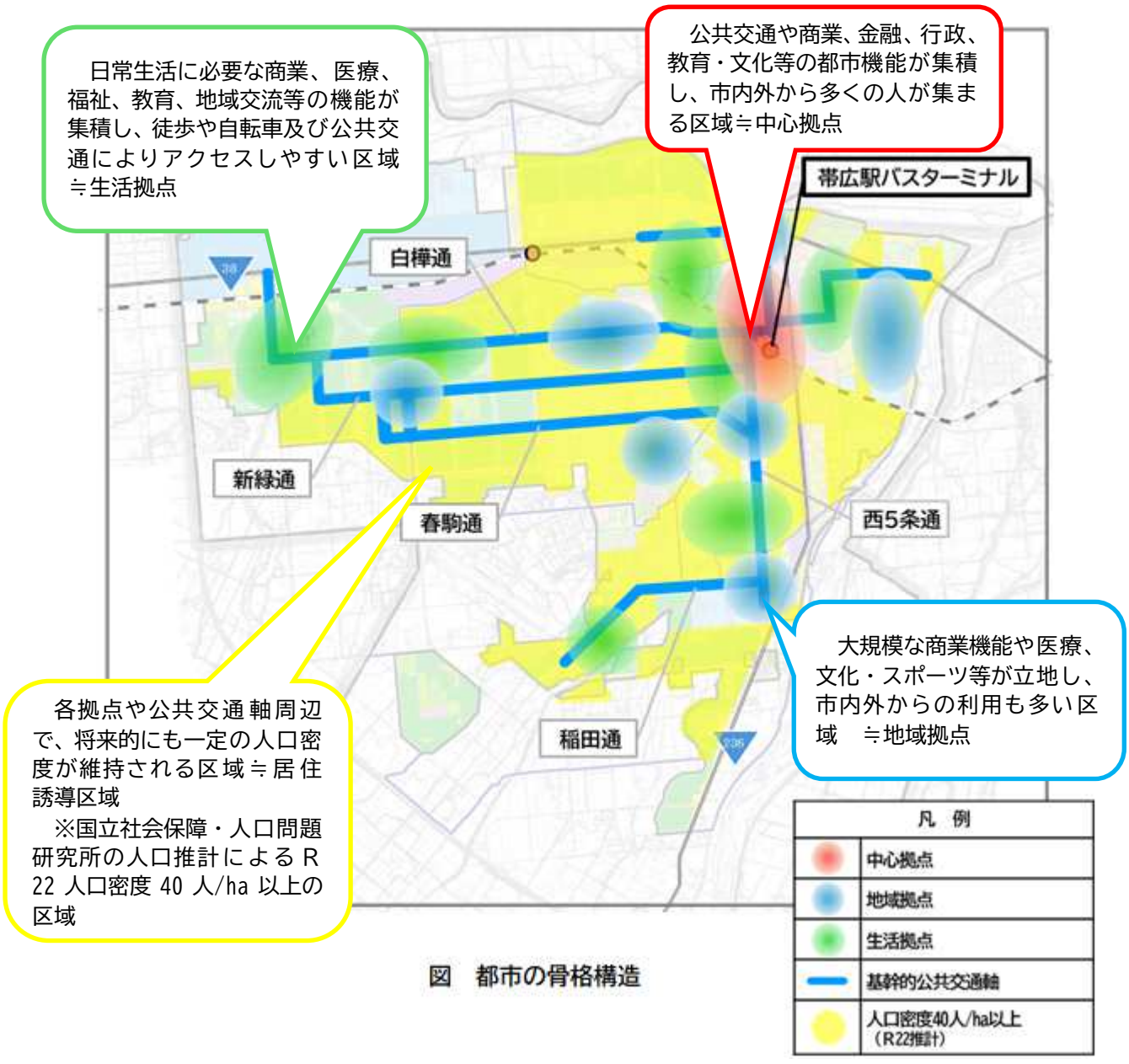


図　都市の骨格構造

■ 立地の適正化に関する基本的な方針

将来を見据えた居住や都市機能の誘導・集約を進めるため、都市の骨格構造を踏まえて、誘導区域の設定等の考え方のもととなる、基本的な方針をまとめました。

課題 1
居住と都市機能の維持･集約

→ **方針 1　拠点及びその周辺への誘導**

中心拠点・地域拠点・生活拠点の各拠点の特性に応じた都市機能を誘導し、その周辺に居住の誘導を図ります。

課題 2
住宅地の保全

→ **方針 2　一定の人口密度が維持される区域の誘導区域としての取扱い**

拠点性は有しないものの、一定の人口密度が維持される区域については、将来的な人口動向や生活利便性を踏まえ、誘導区域としての取扱いを検討します。

課題 3
公共交通ネットワークの維持

→ **方針 3　公共交通利便性の高い区域への誘導**

公共交通利便性の高いバス停周辺に、居住の誘導を図ります。

課題 4
災害リスクを踏まえた対応

→ **方針 4　防災・減災を踏まえた立地の適正化**

居住・都市機能誘導区域の設定に当たっては、浸水想定区域や避難の実効性等を踏まえて区域の取扱いを検討し、生活利便性と安全性の両立を図ります。

第４章　居住誘導区域

第３章で定めた基本的な方針を踏まえ、居住誘導区域を設定します。この区域は、人口減少の中でも一定の人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの持続を図ることを目的としています。結果として、住み続けやすい環境の形成につながります。

■ 居住誘導区域の検討

（１）居住誘導区域とは

居住誘導区域は、人口減少の中でも一定の人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが維持できるよう、居住を誘導する区域です。

（２）居住誘導区域の検討手順

居住誘導区域は、法令上除外すべき区域や災害リスクを勘案した上で、将来人口密度の維持が期待でき、公共交通利便性が確保される区域を候補として抽出し、区域の一体性・連続性を踏まえて設定します。

第１段階　除外・留意区域の整理

１　居住誘導区域に法令上設定できない区域を除外

市街化調整区域、工業専用区域、特別工業地区、地区計画で居住を排除している地区などを除外します。（都市再生特別措置法第 81 条第 19 項）

２　浸水想定区域を誘導区域に含めるか検討（防災指針の検討）

誘導区域の設定にあたって、災害リスクや避難路・避難所の確保状況を確認し、誘導区域からの除外の要否を検討します。（都市再生特別措置法施行令第 30 条第５項）

第２段階　居住誘導区域の抽出

３　将来の人口密度が確保される区域の把握

将来人口推計を基に、一定の人口密度が維持される区域を把握します。なお、人口密度の目安は市街化区域の設定基準を参考に 40 人/ha 以上（令和 22 年推計値）とします。（都市計画法施行規則第８条）

４　公共交通利便性に基づく居住誘導区域候補の抽出

都市の目指すべき骨格構造で整理した基幹的な公共交通軸を踏まえ、片道 30 便以上/日のバス停留所を目安としてバス停留所 300m 徒歩圏を抽出します。（国土交通省「都市構造の評価ハンドブック」）

第３段階　区域の精査・境界の設定

５　将来的な人口動向及び生活利便性を踏まえた区域の精査

拠点性は有しないものの一定の人口密度が維持される区域については、将来的な人口動向や生活利便性を踏まえ、居住誘導区域としての取扱いを検討します。

６　上記１～５を踏まえ、居住誘導区域の境界を設定

地形や用途地域、道路等を踏まえ、区域の一体性・連続性が確保されるよう設定します。

図　居住誘導区域の検討フロー

＜第１段階＞　―除外・留意区域の整理―

市街化調整区域や工業専用地域、特別工業地区、地区計画で居住を排除している地区など居住誘導区域に設定できない区域を除外します。

居住誘導区域から除外すべき災害リスクが明らかに高いエリア（レッドゾーン）は市街地内にないため、この段階で除外エリアはないものと判断します。

※「第７章 立地適正化計画における防災指針」では、洪水や地震のハザードに対し避難路・避難所や都市機能の立地状況を確認し、誘導区域除外の要否を含めた対策を総合的に検討した結果、レッドゾーン以外の災害リスクによる除外区域はないと判断しました（Ｐ76 参照）。

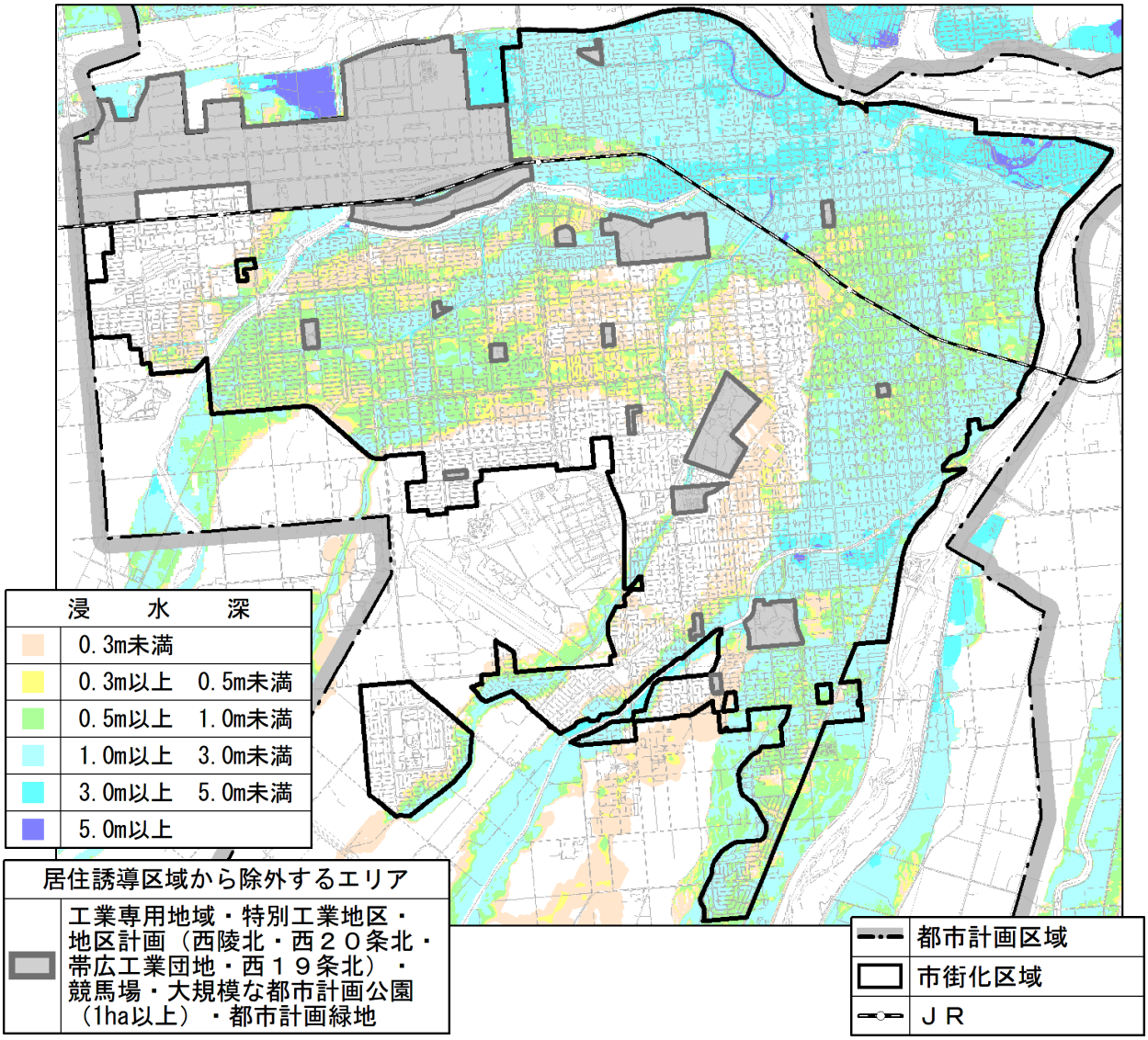


図　除外・留意区域の整理

＜出典＞

・洪水浸水想定区域

帯広市洪水ハザードマップ

＜第２段階＞　―居住誘導区域の抽出―

将来人口推計を基に、一定の人口密度が維持される区域を把握します。なお、人口密度の目安は市街化区域の設定基準を参考に 40 人/ha 以上（R22 推計値）とします。

また、都市の骨格構造で整理した基幹的公共交通軸を踏まえ、片道 30 便以上/日のバス停留所の 300m 徒歩圏を、居住誘導区域の候補地を抽出します。

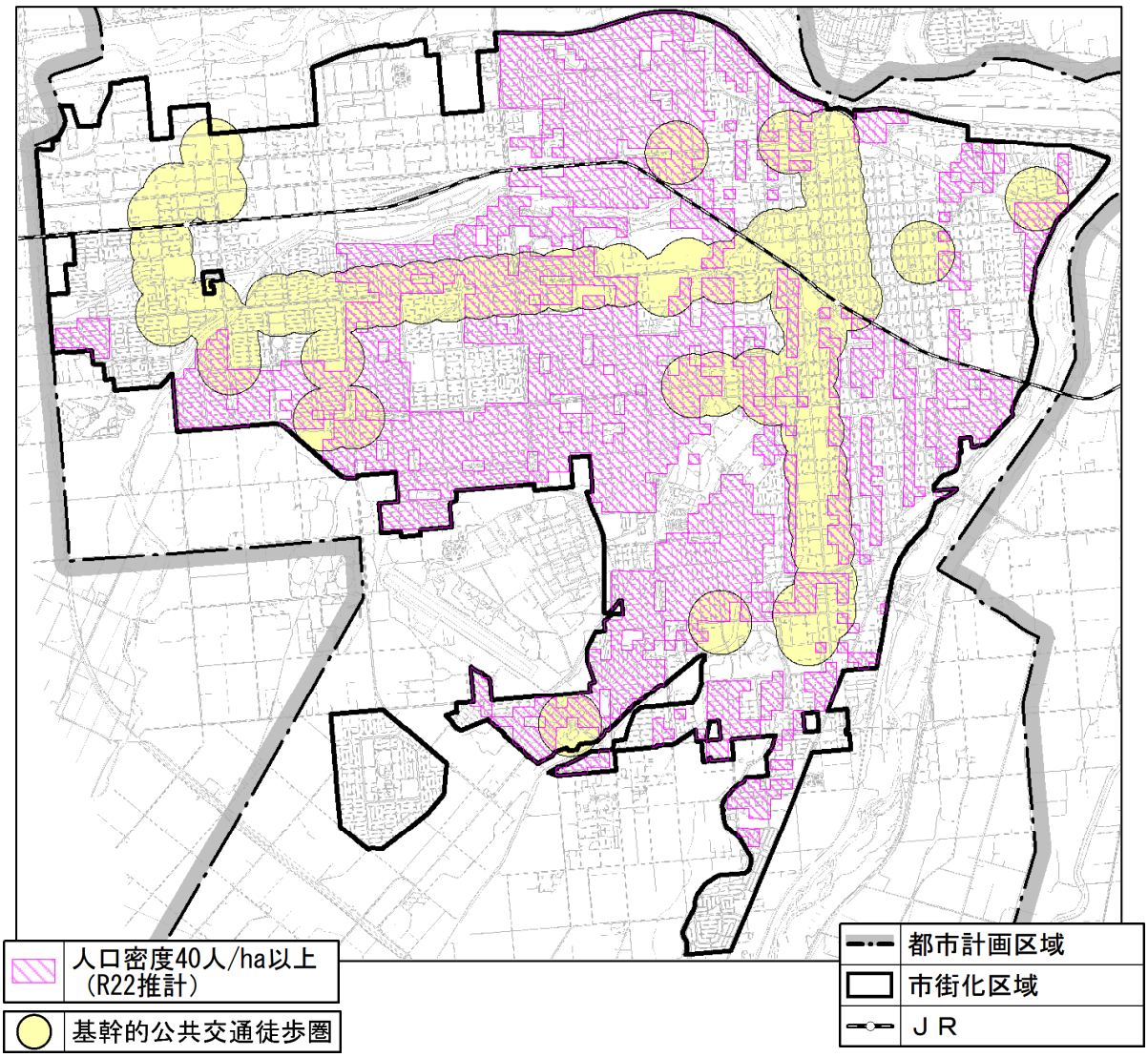


図　居住誘導区域候補の抽出

＜出典＞

・R22 人口密度

国勢調査（Ｒ２）・国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3」を用いた計算結果を加工して作成

＜第３段階＞　―区域の精査・境界の設定―

拠点性は有しないものの一定の人口密度が維持される区域については、将来的な人口動向や生活利便性を踏まえ、居住誘導区域としての取扱いを検討します。

第１・２段階を踏まえ、地形や用途地域、道路等を考慮し、区域の一体性・連続性が確保されるよう居住誘導区域を設定します。

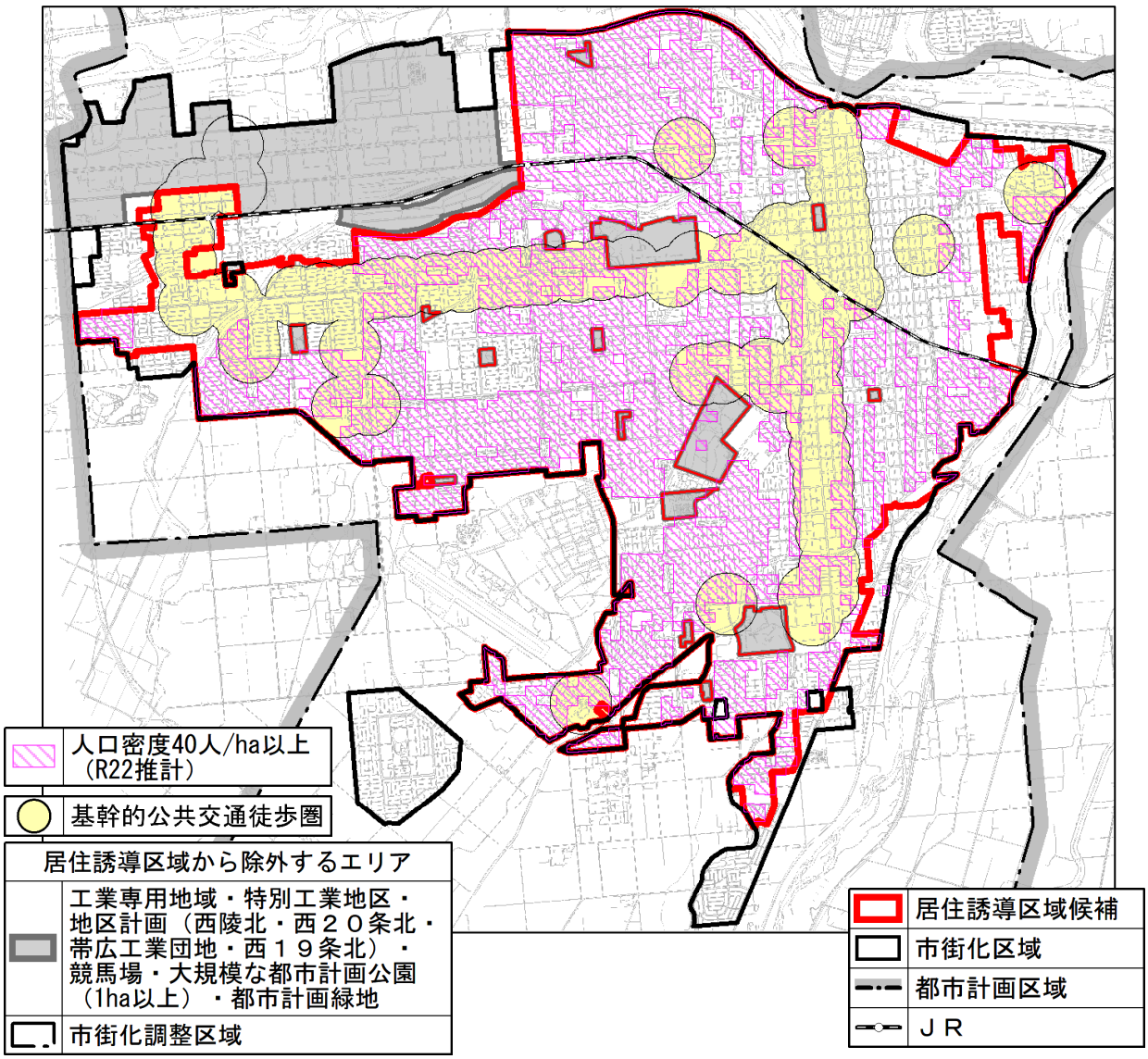


図　居住誘導区域の境界設定

＜出典＞

・R22 人口密度

国勢調査（Ｒ２）・国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3」を用いた計算結果を加工して作成

■ 居住誘導区域の設定

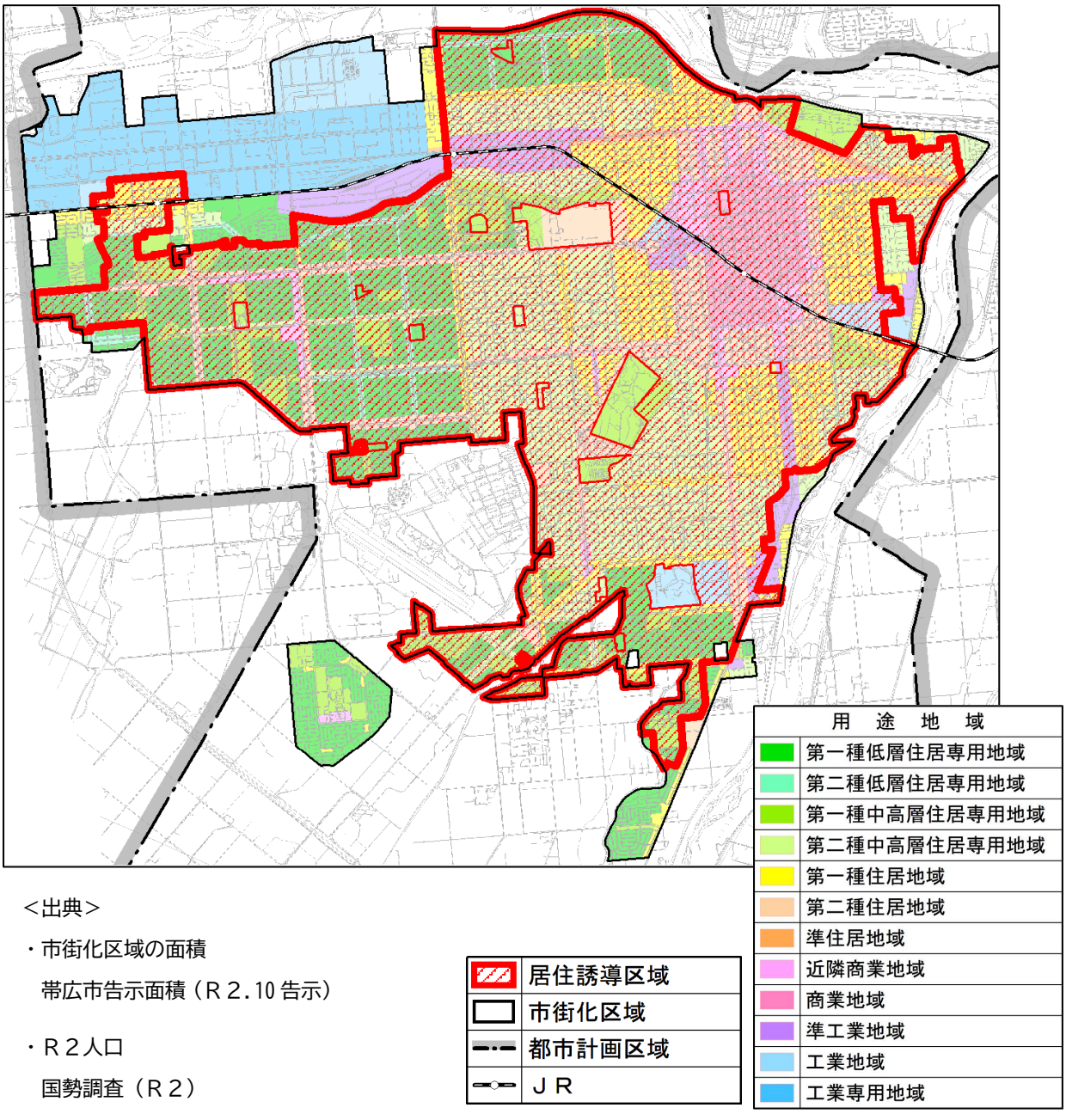
設定した結果を以下に示します。

市街化区域の面積		4,261.0 ha
居住誘導区域の面積		3,172.1 ha
市街化区域に占める割合		74.4 %
市街化区域内（R2）		
	人口	153,019 人
	人口密度	35.9 人/ha
居住誘導区域内（R2）		
	人口	137,071 人
	人口密度	43.2 人/ha

＜人口密度について＞

・市街化区域人口密度=区域内人口/市街化区域面積

・居住誘導区域内人口密度=区域内人口/居住誘導区域面積



＜出典＞

・市街化区域の面積

帯広市告示面積（Ｒ２.10 告示）

・Ｒ２人口

国勢調査（Ｒ２）

図　居住誘導区域

第５章　都市機能誘導区域と誘導施設

居住誘導区域の中に、生活に必要な施設の立地を誘導する区域として「都市機能誘導区域」を設定します。また、その区域の中にどのような機能を集めるかを示す「誘導施設」を設定します。

■ 都市機能誘導区域の検討

（１）都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、拠点に必要な都市機能を維持・集積するため、誘導施設の立地を図る区域です。

（２）都市機能誘導区域の検討手順

都市機能誘導区域は、中心拠点及び地域拠点、生活拠点と、基幹的公共交通軸に繋がる区域とするとともに、居住誘導区域との整合性や将来的な人口動向・生活利便性を考慮し、徒歩・自転車による回遊性や区域の一体性・連続性が確保されるよう設定します。

第１段階　拠点の考え方を踏まえた区域の検討

１．都市の骨格構造を踏まえた区域の検討

都市の骨格構造において、中心拠点及び地域拠点、生活拠点には、都市機能の集積状況及び基幹的な公共交通軸へのアクセス性を踏まえて、都市機能誘導区域を設定します。

第２段階　居住誘導区域との整合

２．居住誘導区域との調整

都市機能誘導区域は居住誘導区域に設定することとされていることから、拠点を中心に設定した都市機能誘導区域が居住誘導区域内に設定されるよう整合性を図り調整します。

３．将来的な人口動向及び生活利便性を踏まえた区域の取扱い

現時点では都市機能誘導区域として位置付けない区域についても、将来的な人口動向や生活利便性、関連計画や施策の動向等を踏まえ、必要に応じてその取扱いを検討します。

第３段階　区域の精査・境界の設定

４．都市機能誘導区域の境界設定

上記１～３を踏まえ、都市機能誘導区域の境界を設定します。地形や用途地域、道路等を勘案するとともに、徒歩・自転車による回遊性や区域の一体性・連続性が確保されるよう設定します。

図　都市機能誘導区域の検討フロー

＜第１段階＞　―拠点の考え方を踏まえた区域の検討―

都市機能誘導区域の設定に向けて、中心拠点及び地域拠点、生活拠点の候補地を都市機能の集積状況や基幹的公共交通軸へのアクセス性を考慮し、抽出します。

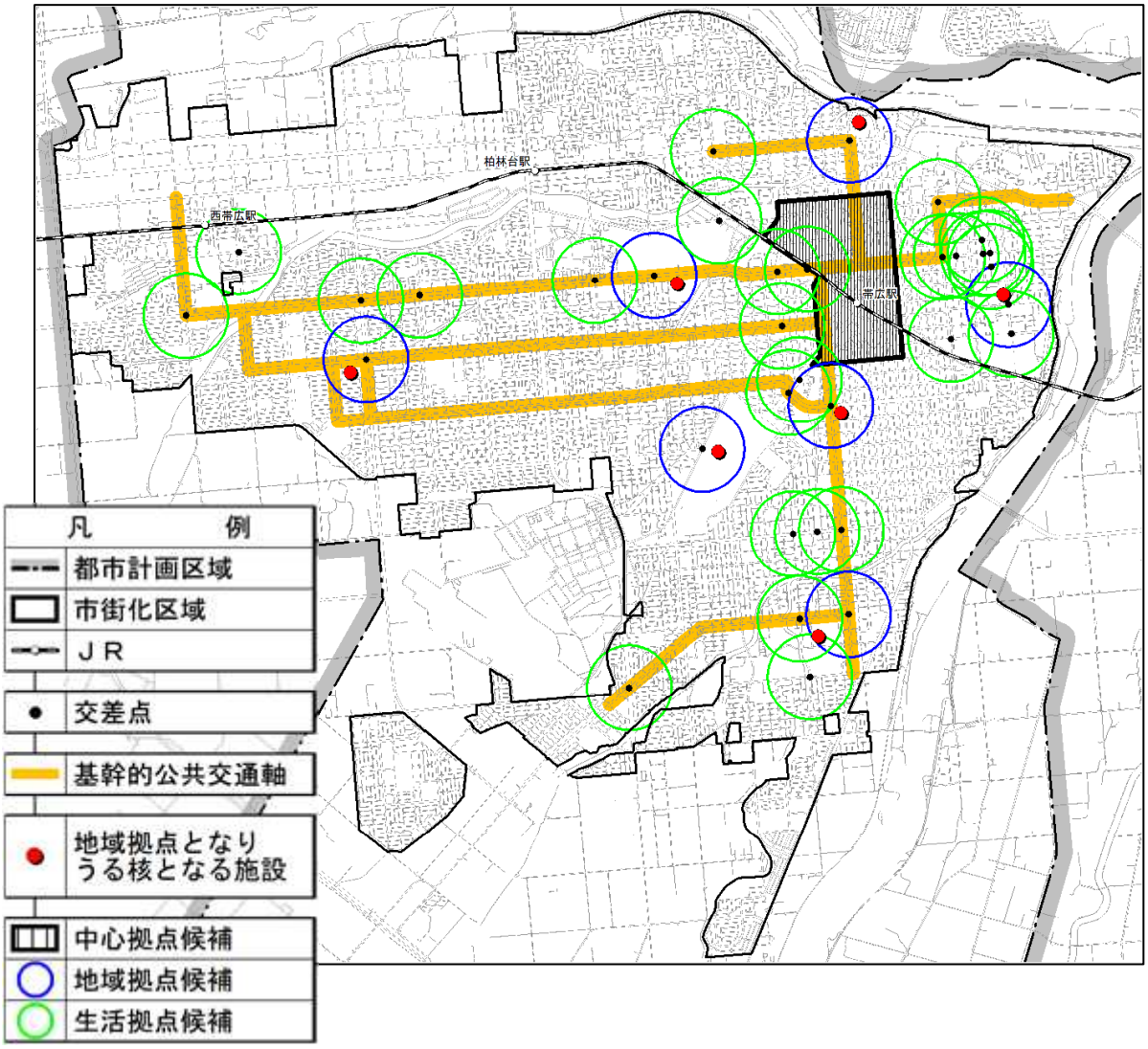


図　拠点候補と基幹的公共交通軸

＜第２段階＞　―居住誘導区域との整合―

都市機能誘導区域は居住誘導区域に設定することとされていることから、拠点を中心に設定した都市機能誘導区域が居住誘導区域内に設定されるよう整合性を図り調整します。

また、将来的な人口動向や生活利便性、関連計画や施策の動向等を踏まえ、必要に応じてその取扱いを検討します。

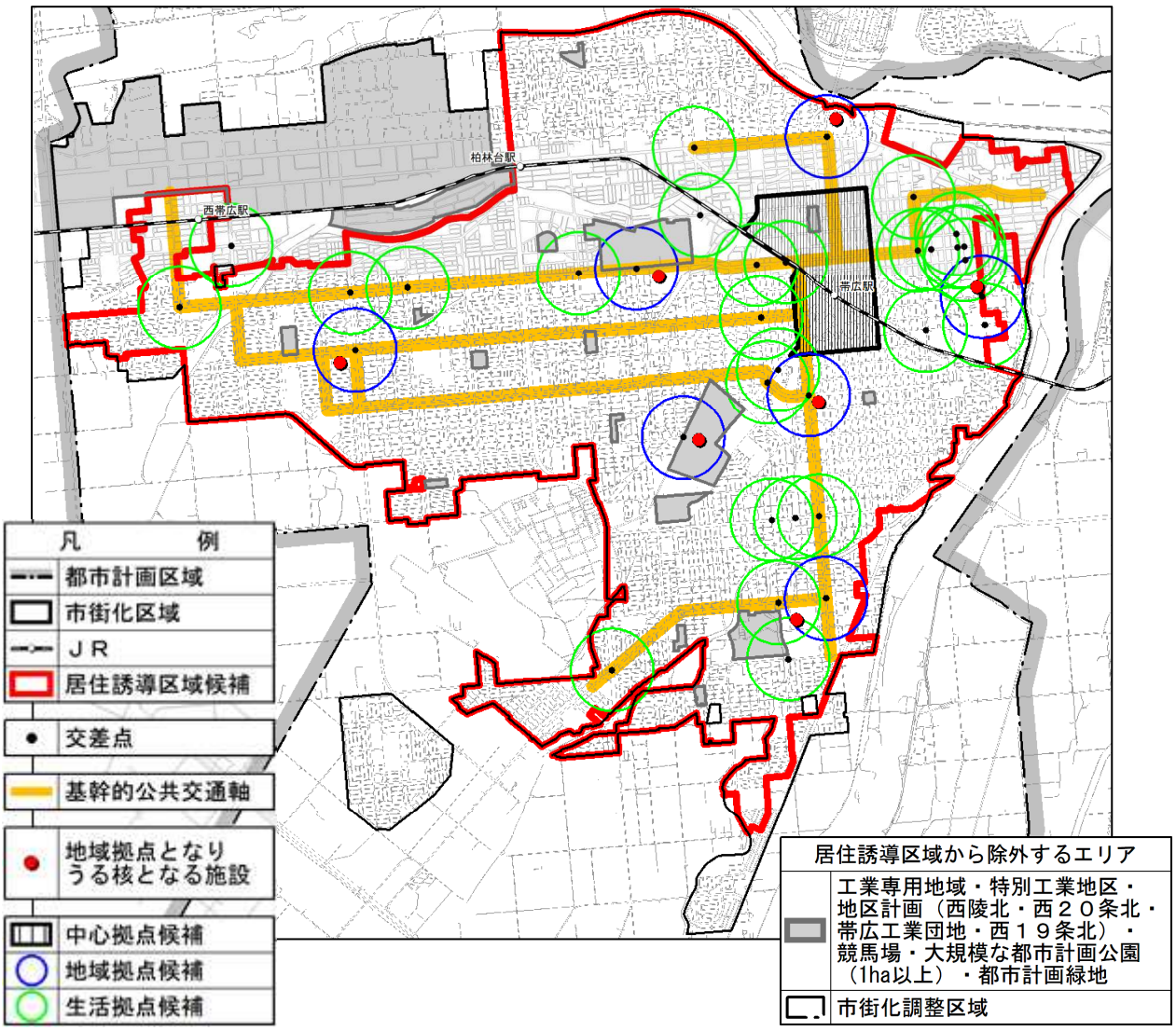


図　都市機能誘導区域候補地の検討

＜第３段階＞　―区域の精査・境界の設定―

第１・２段階を踏まえ、地形や用途地域、道路等を勘案し、徒歩・自転車による回遊性や区域の一体性・連続性が確保されるよう都市機能誘導区域を設定します。

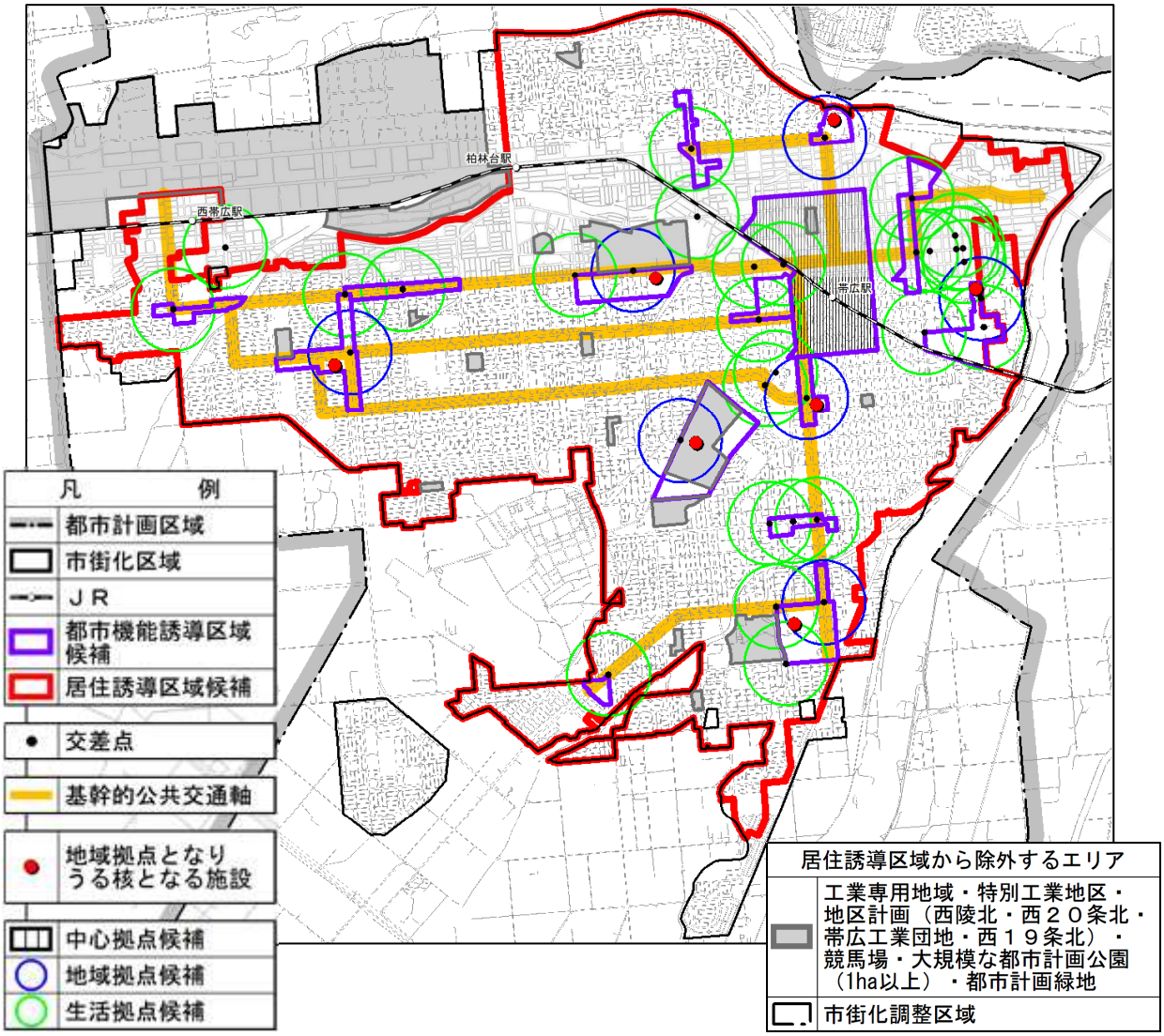


図　都市機能誘導区域の境界設定

■ 都市機能誘導区域の設定

設定した結果を以下に示します。

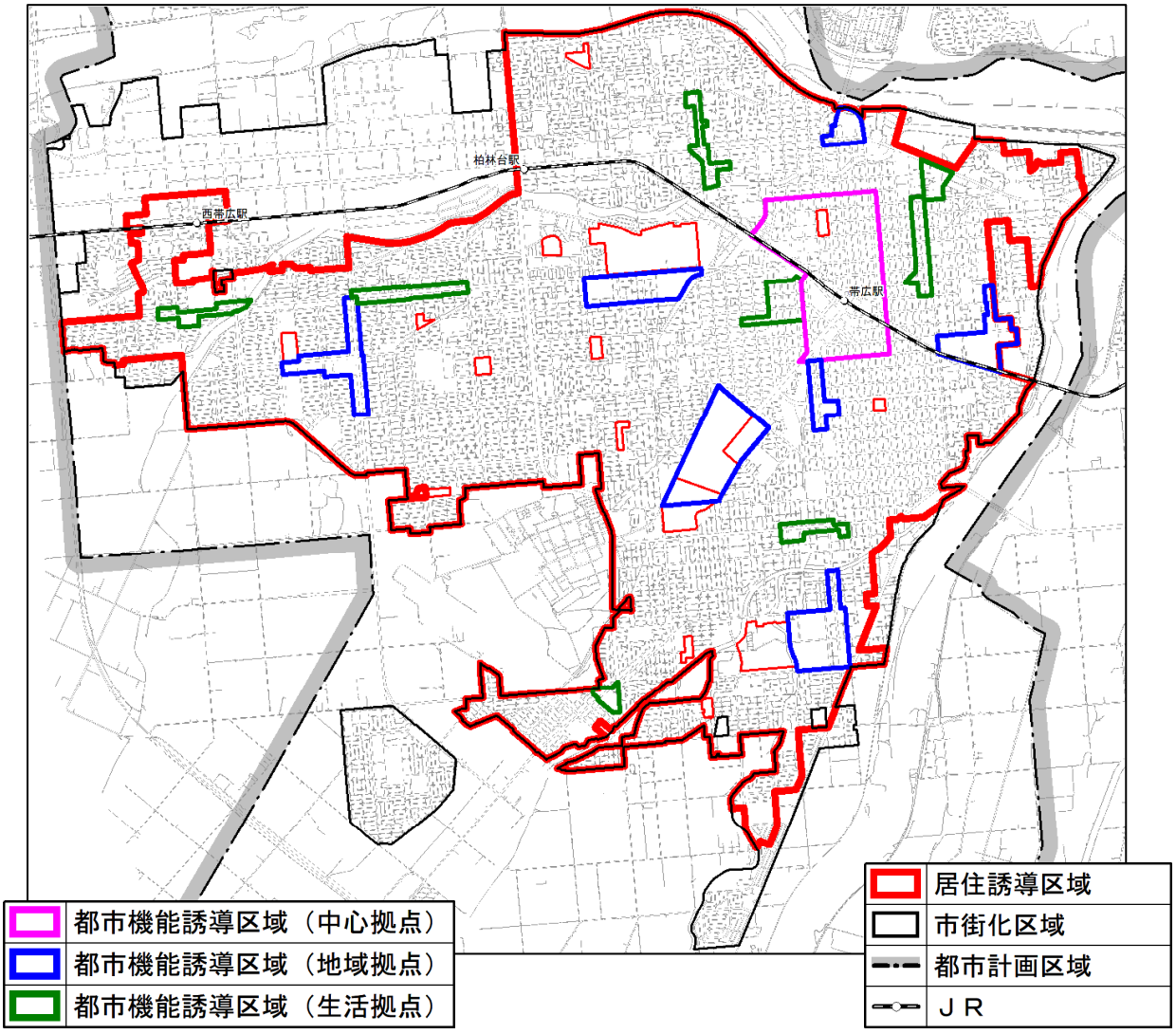


図　都市機能誘導区域

■ 誘導施設の設定

（1） 誘導施設とは

誘導施設とは、居住者の共同の福祉・利便のため、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設です。

都市機能誘導区域は、都市の骨格構造における各拠点に定めることから、誘導施設は各拠点に求められる機能・役割に応じて設定します。

また、都市機能誘導区域外で、一定規模以上の誘導施設を整備する場合には、届出が必要になる場合があります。

表　誘導施設のイメージ

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	• 中枢的な行政機能 例．本庁舎	• 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例．支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	• 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．総合福祉センター	• 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例．地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン　等
子育て機能	• 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．子育て総合支援センター	• 子供を持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例．保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館　等
商業機能	• 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例．相当規模の商業集積	• 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例．延床面積●㎡以上の食品スーパー
医療機能	• 総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例．病院	• 日常的な診療を受けることができる機能 例．延床面積●㎡以上の診療所
金融機能	• 決済や融資等の金融機能を提供する機能 例．銀行、信用金庫	• 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例．郵便局
教育・文化機能	• 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例．文化ホール、中央図書館	• 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例．図書館支所、社会教育センター

＜出典＞国土交通省「立地適正化計画の手引き」

（2） 誘導施設の考え方

都市の骨格構造で示した中心拠点、地域拠点、生活拠点ごとに、各拠点に求められる機能・役割に応じて、誘導施設を設定します。

① 既に立地している施設を当　立地場所で維持することを基本とします。現在は拠点に立地していない場合でも、各拠点に求められる機能・役割に応じて、誘導施設として設定することを検討します。

② 関連計画等において、将来的に施設の整備・移転等が示されている場合には、当　計画等との整合を図ります。今後、関連計画等において、施設整備等の考え方が示された場合には、その内容を踏まえて、都市機能誘導区域・誘導施設の変更を検討します。

③ 学校や地域包括支援施設、子育て関連施設などの特定の市民が利用する施設は、各施設の設置の考え方に基づき必要な施設を確保するものであり、立地場所によって施設の存続が左右されるものではないことから、誘導施設に設定しません。

（3） 拠点に求められる機能、役割

表　拠点に求められる機能、役割

拠点類型	拠点の考え方	拠点に求められる機能・役割
中心拠点	中心拠点は、公共交通の結節点となっており、商業、金融、行政、教育・文化、交流等の多様な都市機能が集積し、市内外から多くの人が訪れる、本市の中心となる区域であり、今後も既存ストックを活かし、都市機能の維持とにぎわいの創出を図るための拠点として位置付けます。	中心拠点は、近隣住民の日常生活を支える機能に加え、市全体または市外からの利用も想定される広域的な都市機能を担う拠点です。 近隣住民の利便性を確保することはもとより、行政サービス、文化活動、学習、交流、商業・業務活動、公共交通の乗り継ぎなど、都市全体の中心性を高める役割を担います。
地域拠点	地域拠点は、幹線道路や公共交通との接続性が高く、商業機能の集積や、医療、教育・文化、スポーツ等の生活利便機能が立地し、周辺の複数地区からの利用が見込まれる区域であり、今後も生活利便性の維持・向上と公共交通との連携を図るための拠点として位置づけます。	地域拠点は、中心拠点に次いで、周辺の複数の生活圏を支える拠点です。 比較的大規模な商業施設、医療機関、文化施設・スポーツ施設などが立地し、自動車だけでなく、バス等の公共交通によってもアクセスしやすい区域として、地域の生活利便性を支える役割を担います。
生活拠点	生活拠点は、住宅地に近接し、日常生活に必要な商業、医療、地域交流等の身近な生活サービス機能へ、徒歩、自転車及び公共交通によりアクセスしやすい区域であり、高齢者や子育て世帯をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活を支える機能の維持・確保を図るための拠点として位置付けます。	生活拠点は、周辺の住宅地に暮らす人々の日々の暮らしを支える最も身近な拠点です。 徒歩や自転車、身近な公共交通で利用できる範囲に、買い物、診療、福祉相談、子育て支援、地域交流などの機能を確保することにより、過度に自動車に依存しなくても生活できる環境を支える役割を担います。

（4） 帯広市における各拠点への誘導施設の考え方

各拠点に位置付ける誘導施設の設定の考え方を踏まえ、下記のとおり整理しました。

表　拠点における誘導施設の考え方

分類	都市機能	中心拠点	地域拠点	生活拠点
行政	行政サービス施設（市役所）	◎	－	－
商業	店舗（10,000 ㎡超）	●	◎	－
	店舗（1,500 ㎡超、10,000 ㎡以下）	◎	◎	◎
医療	病院	◎	◎	－
	診療所	◎	◎	◎
教育文化	図書館	◎	－	－
	児童会館、百年記念館、美術館	－	◎	－
	生涯学習センター（とかちプラザ）	◎	－	－
	文化ホール（市民文化ホール）	◎	－	－
	学校教育施設（小～高校、専門学校等）	－	－	－
金融	金融機関（銀行、郵便局等）	◎	－	－
福祉	保健福祉相談支援施設（保健福祉センター）	－	◎	－
	地域包括支援施設（地域包括支援センター）	－	－	－
子育て	保育施設・子育て支援施設（保育園、幼稚園、子育て支援センター、児童保育センター）	－	－	－
スポーツ	体育施設（総合体育館）	－	◎	－
コミュニティ	地域交流施設（市民活動交流センター、コミュニティセンター、福祉センター）	◎	－	◎

◎：現在立地しており今後も維持していくもの。
●：現在は拠点に立地していないが役割に応じて設定するもの。

分類	誘導施設の設定の考え方に基づいた整理
行政	市役所は、全市民を対象とした行政施設です。多くの市民が日常的に利用することから市内各地域からのアクセス性に優れた中心拠点への立地が求められます。現在中心拠点に立地しており、この都市機能を維持していく考えのもと、誘導施設に設定します。
商業	床面積 10,000 ㎡を超える店舗は、広域の住民が利用する大型商業施設です。遠方からの利用に対応できるよう、市内外からのアクセス性に優れ、広域的な都市機能の集積に適した中心拠点・地域拠点への立地が求められます。現在地域拠点に立地しており、この都市機能を維持する考えのもと、誘導施設に設定します。また、中心拠点には、現在床面積 10,000 ㎡を超える店舗はありませんが、立地が可能であり、誘導することで拠点性の向上が見込まれることから、誘導施設に設定します。
	床面積 1,500 ㎡超 10,000 ㎡以下の店舗は、住民が日常的に利用する商業施設です。こうした店舗は日常生活を支える機能であり、住宅地からのアクセス性に優れた立地が求められます。現在、中心拠点・地域拠点・生活拠点（候補）に立地しており、この都市機能を維持していく考えのもと、誘導施設に設定します。
医療	病院（医療法に基づき 20 床以上の病床を有する医療施設）は、外来に加え入院や手術等を行う広域的な医療施設です。広域の住民が利用するため、遠方からの来院に対応できるよう、市内外からのアクセス性に優れ、広域的な都市機能の集積に適した中心拠点・地域拠点への立地が求められます。現在、中心拠点及び地域拠点に立地しており、この都市機能を維持していく考えのもと、誘導施設に設定します。
	診療所（医療法に基づき病床を有しない又は 19 床以下の医療施設）は、外来診療を中心とした、多くの住民が日常的に利用する医療施設です。診療所は日常生活に欠かせない機能であり、住民が居住する区域に立地していることが望まれます。現在、中心拠点・地域拠点・生活拠点（候補）に立地しており、これらの拠点においてこの都市機能を維持していく考えのもと、誘導施設に設定します。
教育文化	図書館は、全市民を対象とした教育・文化施設です。多くの市民が日常的に利用することから市内各地域からのアクセス性に優れた中心拠点への立地が求められます。現在中心拠点に立地しており、この都市機能を維持していく考えのもと、誘導施設に設定します。
	児童会館、百年記念館及び美術館は、広域の住民が利用する教育・文化施設です。遠方からの利用にも対応できるよう、市内外からのアクセス性に優れ、広域的な都市機能の集積に適した地域拠点への立地が求められます。現在地域拠点に立地しており、この都市機能を維持していく考えのもと、誘導施設に設定します。
	生涯学習センター・市民文化ホールは、広域の住民が利用する教育・文化施設です。多くの市民が日常的に利用することから市内外からのアクセス性に優れた中心拠点への立地が求められます。現在中心拠点に立地しており、この都市機能を維持していく考えのもと、誘導施設に設定します。
	学校教育施設は、児童・生徒数の推計に基づき確保するものであり、立地場所によってその存続が左右される施設ではないことから、誘導施設に設定しません。
金融	帯広市における中枢的な金融機能（融資・経営相談等）を担う店舗（その名称が本店・支店問わず）は、地場産業・中小企業・農業への金融支援を通じて地域経済を支える都市機能です。現在中心拠点に立地しており、行政・商業等とともに都市の中枢機能を構成することから、中心拠点の誘導施設に設定します。また、ＡＴＭなどお金の入出金を行う機能は、コンビニや商業施設内などを含め、都市機能誘導区域内及びその近隣で充足していると考えられ、都市構造に影響を及ぼすものではないため、誘導施設に設定しません。
福祉	保健福祉センターは、全市民を対象とした福祉施設であり、都市の拠点性を支える都市機能です。現在地域拠点に立地しており、今後も都市機能を維持していく考えから、誘導施設に設定します。
	地域包括支援センターは、市全体の人口・地理的基準等に基づき計画的に確保する施設であり、立地場所によってその存続が左右される施設ではないことから、誘導施設に設定しません。
子育て	保育施設・子育て支援施設は、児童数の需要推計に基づき、必要な施設を計画的に確保するものであり、立地場所によってその存続が左右される施設ではないことから、誘導施設に設定しません。
スポーツ	総合体育館は、広域の住民が利用する体育施設です。遠方からの利用にも対応できるよう、市内外からのアクセス性に優れ、広域的な都市機能の集積に適した地域拠点への立地が求められます。現在地域拠点に立地しており、この都市機能を維持していく考えのもと、誘導施設に設定します。
コミュニティ	市民活動交流センターは、全市民を対象とした地域交流施設です。本施設は中心市街地の活性化のために設置しており、多くの市民が日常的に利用することから市内各地域からのアクセス性に優れた中心拠点への立地が求められます。現在中心拠点に立地しており、この都市機能を維持していく考えのもと、誘導施設に設定します。 コミュニティセンター及び福祉センターは、地域住民を対象とした地域交流施設です。住宅地に近いことや、アクセス性に優れた立地が求められます。現在生活拠点（候補）に立地しており、この都市機能を維持していく考えのもと、誘導施設に設定します。

（５） 各拠点への誘導施設への設定

各拠点における都市機能の立地状況を確認した上で、用途地域、地番界（条丁界）、道路中心を踏まえて、都市機能誘導区域を下記のとおり整理しました。

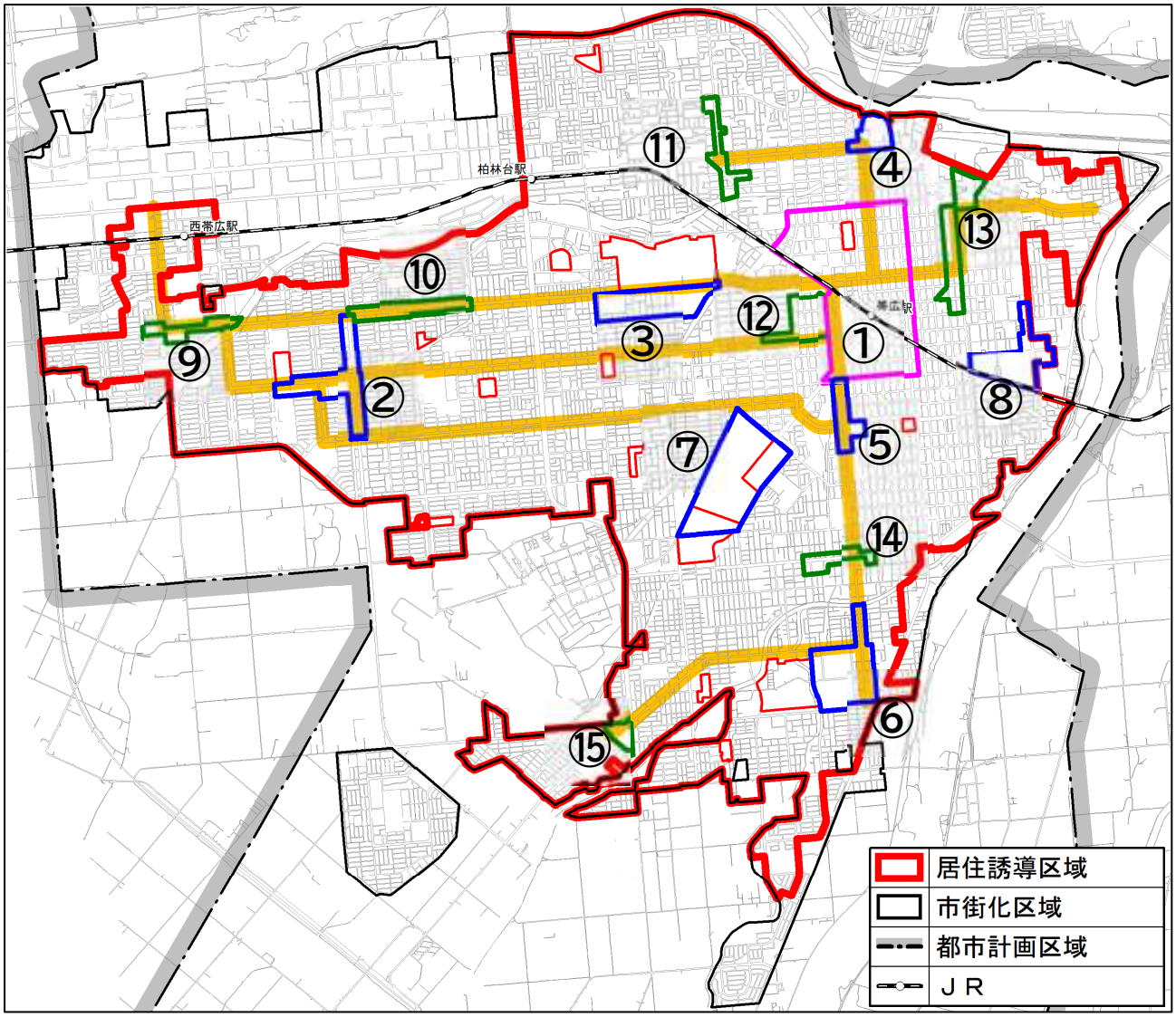


図　都市機能誘導区域の状況

表　各拠点の誘導施設の立地状況

都市機能／場所	中心拠点	地域拠点							生活拠点						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
	中心市街地	栄通西21条地区	白樺通南地区	十勝大橋地区	西五条通南19地区	稲田地区	緑ヶ丘公園地区	青葉通東8条地区	白樺通西23条地区	白樺通り・西19・20条地区	共栄通西12条南3・北4地区	西南大通西7条地区	東大通東4・5条地区	弥生通西4・7条地区	南の森地区
市役所 （地方自治法及び市条例に基づく）	◎														
店舗 （建築基準法施行令第 130 条の５の３第１項第２号のうち物品販売業を営む店舗に供する床面積が 10,000 ㎡超）	●	◎			◎	◎									
店舗 （建築基準法施行令第 130 条の５の３第１項第２号のうち物品販売業を営む店舗に供する床面積が、1,500 ㎡超、10,000 ㎡以下）	◎	◎	◎		●	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
病院 内科、外科、整形外科、小児科のいずれかを含む病院（医療法第１条の５の病院）	◎		◎												
診療所 内科、外科、整形外科、小児科のいずれかを含む診療所（医療法第１条の５第２項の診療所）	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	●
図書館 （図書館法第２条第１項）	◎														
児童会館（市条例に基づく） **百年記念館**（博物館法、市条例に基づく） **美術館**（博物館法に基づき北海道が管理）							◎								
とかちプラザ（市条例に基づく）	◎														
市民文化ホール（市条例に基づく）	◎														
金融機関 （銀行法第２条、信用金庫法第４条、中小企業等協同組合法第９条の８に基づく金融機関のうち、中心市街地に立地し中枢的な役割を担うもの）	◎														
保健福祉センター（市条例に基づく）								◎							
総合体育館 （市体育施設条例に基づく）				◎											
市民活動交流センター（市条例に基づく） **地域福祉センター**（市条例に基づく）	◎										◎	◎	◎		

◎：現在立地しており今後も維持していくもの。

●：現在は拠点に立地していないが役割に応じて設定するもの。

第６章　誘導施策

「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」に、住まいや生活に必要な施設の維持・確保の取組みである「誘導施策」を設定します。

■ 誘導施策の設定

（１） 誘導施策の特徴

立地適正化計画では、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定め、建替えや住替えの際に緩やかに誘導することで、人口密度を維持し、都市機能の維持・確保を図ることとしています。

そのために、居住誘導区域内への「居住の誘導のための施策」と、都市機能誘導区域への「誘導施設の誘導のための施策」の二つを推進し、都市の立地の適正化を図ります。

《実施対象箇所、実施（支援）主体》

立地適正化計画では居住や都市機能の誘導を図るため、財政上、金融上、税制上の支援措置を記載することができ、これにより都市再生特別措置法に基づく多様な制度が活用可能となります。

誘導施策は、実施（支援）の主体ごとに①国等が直接行う施策、②国の支援を受けて市町村が行う施策、③市町村が独自に講じる施策に分けることができます。

表　誘導施策の対象箇所と実施主体

対象箇所／実施（支援）主体	① 国等が直接行う施策	② 国の支援を受けて市町村が行う施策	③ 市町村が独自に講じる施策
A 居住誘導区域（居住の誘導）	－	○	○
B 都市機能誘導区域(都市機能の誘導)	○	○	○

＜出典＞　国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」を基に作成

（２） 誘導施策の検討の考え方

帯広市で実施する取組みについて、立地の適正化に関する基本的な方針を踏まえ、上記で示した①～③に該当する場合、誘導施策として設定します。

①誘導施設の誘導のための施策の設定（方針１　拠点及びその周辺への誘導）

誘導施設の誘導のための施策とは、都市機能誘導区域内に行政・医療・商業・金融などの都市機能（誘導施設）を維持・確保するために、継続的な立地及び新たな立地を促す取組みです。

誘導施設には、行政が担う公共施設と、民間事業者が担う民間施設があり、その担い手に応じて、国等の支援制度を活用することで、施設整備を円滑に進めることができます。

また、施設整備の直接的な支援のほかにも、市が継続的に進めている中心市街地活性化の取組みのように、民間事業者などが帯広市の拠点に“立地したくなる”ような魅力と活力のある市街地環境を整え、都市機能の誘導を促していくことも重要です。

このことから、公共施設については市が自ら整備・維持を担い、民間施設については国等の支援措置を通じて事業者の立地を後押しするというように、施設の性格と実施主体に応じた取組みを進めていくことが重要です。

②居住の誘導のための施策の設定（方針２　一定の人口密度が維持される区域の取扱い）

居住の誘導のための施策とは、一定の人口密度を維持し、都市機能を持続的に確保するために、区域内での継続的な居住を促し、区域外からの居住を緩やかに誘導する取組みです。

この施策には、大きく二つのアプローチがあります。一つは、住宅の取得の補助など、住まいそのものに直接働きかける取組みで、区域内に住まいを構えることを後押しする、居住の誘導を直接的に支援する取組みです。

もう一つは、子育て環境の充実や、買い物・通院のしやすさ、公共交通の利便性、防災や地域の賑わいづくりなど、住環境の魅力を高める取組みです。これらは、住宅の取得の補助のように居住の誘導を直接的に支援するものではありませんが、「このまちに住み続けたい」「このまちに住みたい」と思える環境を作ることで、居住の誘導を間接的に支援する取組みです。

区域内での継続的な居住と、区域外からの居住を緩やかに誘導していくためには、この二つのアプローチを組み合わせた取組みが重要です。

③道路・交通ネットワークの維持・充実のための施策
（方針３　公共交通利便性の高い区域への誘導）

道路・交通ネットワークは、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりの観点から、居住の誘導のための施策と誘導施設の誘導のための施策と連動するものです。

このうち公共交通に関する部分は、持続可能な公共交通の確保を目的とする「帯広市地域公共交通計画」などと連動し、基幹的公共交通軸などの交通利便性の維持・向上を図るとともに、拠点間や周辺を結ぶ道路・歩行者ネットワークの充実を図る施策を設定します。

④防災まちづくりの推進に向けた具体的な取組み（方針４　防災・減災を踏まえた立地の適正化）

方針４では、防災・減災対策の行き届いた、居住誘導や都市機能誘導をしやすい市街地を形成する観点から、「帯広市地域防災計画」や「帯広市強靱化「計画」などと連動した施策を位置づけます。

帯広市街地には洪水浸水や地震による自然災害のリスクが一定程度あることを前提に、まず生命をまもるための避難や災害対策のための体制を整えるとともに、河川の治水や建物・インフラの耐震化といった予防対策を継続的に進めていくことが重要です。

また、避難や災害対策が円滑に進められるようにするため、市民一人ひとりの防災・減災に対する意識の醸成が重要です。

これらは、「第７章　立地適正化計画における防災指針」の「防災まちづくりの推進に向けた具体的な取組み」と合致するものとします。

表　誘導施策の体系一覧

基本的な方針	施策の方向性	施策内容
方針１ 拠点及びその周辺への誘導	都市機能の誘導・維持に関する施策	○公共施設・公的不動産の再編・活用 ○中心市街地の活性化・民間活力による都市機能の誘導 ○国等の各種支援制度の活用
	都市機能の誘導を促す環境づくりに関する施策	○中心市街地の活性化・にぎわい・交流の創出 ○都市計画制度の活用
方針２ 一定の人口密度が維持される区域の誘導区域としての取扱い	居住の誘導・維持に関する施策	○まちなか居住の推進 ○多様な住宅ストックの活用と住宅供給・入居の促進 ○国等の各種支援制度の活用
	居住の誘導を促す・支える環境づくりに関する施策	○都市施設の維持・活用による良好な居住環境の形成 ○各種制度の柔軟な運用による土地利用の推進
方針３ 公共交通利便性の高い区域への誘導	地域公共交通計画と連動した路線バスの維持充実	○公共交通ネットワークの維持・充実 ○公共交通の利用環境の向上・利用促進
	拠点間及び拠点周辺の道路ネットワークの充実	○拠点間・拠点周辺の道路環境の整備
方針４ 防災・減災を踏まえた立地の適正化	避難体制や災害対応拠点等の整備	○避難所や災害対応拠点の整備 ○災害時の避難路、輸送路の確保
	災害に強い市街地づくり	○洪水・内水氾濫への対応に向けた河川改修等の治水対策等 ○道路施設や地下施設の防災対策、耐震化、老朽化対策 ○住宅、建築物の耐震化や、住宅地の安全確保
	地域防災力、防災意識の向上	○地域防災活動体制の促進 ○防災教育の推進、災害リスク情報の提供

◆都市機能の誘導に関する施策
（方針１　拠点及びその周辺への誘導について）

●誘導施設の誘導・維持に関する施策

＜１＞　公共施設・公的不動産の再編・活用

「帯広市公共施設マネジメント計画」等に基づき、公共施設や公的不動産の再編・活用を推進し、都市機能の維持・誘導を図ります。

市有の公共施設については、施設の統廃合や複合化、長寿命化などを計画的に進め、将来の財政負担を軽減しつつ、市民サービスの継続性を確保します。特に、本計画で定める誘導施設については、その機能が維持されるよう適切な改修・修繕に努めます。

用途を廃止した普通財産や低未利用となっている市有地については、周辺の土地利用状況等を踏まえつつ、他の行政目的への転用のほか、市民や民間事業者の提案を適宜いただきながら売却や貸付などの有効活用を積極的に検討します。

また、「帯広市空家等対策計画」等と連携し、補助制度の活用などを通じて民間の空き家・空き店舗の活用を促進することで、新たな都市機能の誘導やにぎわいの創出につなげます。

【主な取組み】

- 誘導施設の適切な維持管理
- 未利用地・低利用地（市有地）の有効活用の推進
- 空き店舗利活用への支援

＜２＞　中心市街地の活性化・民間活力による都市機能の誘導

第７期帯広市総合計画や第２次帯広市都市計画マスタープランに基づき、十勝・帯広の顔としてふさわしいにぎわいと活力ある地域づくりを推進するため、中心市街地の活性化と民間活力により、都市機能の誘導を図ります。

中心市街地活性化基本計画と連携し、魅力的な目的地の形成やにぎわいの創出を支援します。

商業施設や業務機能等の立地に対する民間投資を促すことで、土地の合理的かつ高度な利用による都市機能の更新を図ります。

また、既成市街地や郊外住宅地の幹線道路沿道においても、地域のニーズに応じた生活利便施設の立地を誘導します。これらの民間による取組みを後押しするため、必要に応じて用途地域の見直しを検討するなど、民間事業者が参入しやすい環境整備に努めます。

【主な取組み】

- にぎわい創出への支援
- 中心市街地における都市機能の更新促進

＜３＞　国等の各種支援制度の活用

公共及び民間事業者が各都市機能誘導区域内において、誘導施設の整備をする場合には、国等の各種支援制度の活用について検討します。

【主な取組み】
・国等の支援制度に関する情報収集及び提供

●都市機能の誘導を促す環境づくりに関する施策

＜１＞　中心市街地の活性化・にぎわい・交流の創出

中心市街地活性化基本計画等に基づき、都心部の継続的なにぎわい・交流の創出を図ります。
商業・ビジネス・観光交流においては、コンベンションの誘致を進めるほか、スタートアップ支援環境の拡充や観光客の滞在中の快適性・利便性の向上を図ります。
市民活動においては、多様な主体との対話を通じて、拠点の魅力向上に向けた方策を検討・推進します。

【主な取組み】
・歩行者天国、イルミネーションなど中心市街地におけるにぎわいづくりの推進
・居住環境の充実
・駐車場の確保と管理運営

＜２＞　都市計画制度の活用

第２次帯広市都市計画マスタープランでは、中心部エリアを「商業・業務機能などの都市機能の集積を維持・増進させ、土地の有効・高度利用を図るエリア」として位置づけています。
この方針に基づき、中心拠点においては、地区の特性や民間事業者の意向などを踏まえ、容積率の緩和や特定用途誘導地区、地区計画、特別用途地区といった都市計画制度の活用を検討します。

【主な取組み】
・都市計画（用途地域、地区計画等）の柔軟な運用の検討

◆居住の誘導に関する施策
（方針２　一定の人口密度が維持される区域の取扱い）

●居住の誘導・維持に関する施策

＜１＞まちなか居住の推進

「第４期帯広市中心市街地活性化基本計画」や「帯広市住生活基本計画」等と連携し、まちなか居住を推進します。

中心市街地活性化基本計画に掲げる基本的な方針の一つ「人がつながり、住み続けたくなるまちづくり」の推進に向け、まちなかの既存ストックの活用や良質な居住施設の充実を図ることで、若者から高齢者まで多様な世代が快適に暮らせる環境づくりの整備を進めます。

また、住生活基本計画等に基づき、行政と民間事業者などが協働し、まちなかへの居住や住替えを総合的に促進します。

【主な取組み】
- ・マンション管理の適正化の推進
- ・住宅サポートシステム事業（住情報提供、相談窓口等）の推進

＜２＞多様な住宅ストックの活用と住宅供給・入居の促進

「帯広市住生活基本計画」や「帯広市市営住宅等長寿命化計画」、「帯広市空家等対策計画」と連携し、居住誘導区域における多様な住宅ストックの活用と、ライフステージに応じた住宅供給・円滑な入居の促進に取組みます。

既存住宅ストックについては、長寿命化やバリアフリー化、耐震化といった性能向上のための改修を支援し、質の向上を図ります。また、空家については、市と民間団体が連携したマッチングのサポートなどにより利活用を促進します。

居住支援については、住宅セーフティネットの要である公営住宅の再編・集約や適正な配置を進めます。また、「住まいの総合相談窓口」により情報提供や相談対応を一体的に行います。

【主な取組み】
- ・市営住宅、特定公共賃貸住宅の適切な維持管理・建替え
- ・高齢者向け等優良賃貸住宅供給の促進
- ・住宅の取得や改修などの各種支援の実施
- ・住宅サポートシステム事業（住情報提供、相談窓口等）の推進（再掲）

＜３＞国の各種支援制度の活用

民間事業者等が住宅整備等に係る事業を実施する場合には、国等の各種支援事業について情報提供します。

個人が住宅を取得・入居をする場合においても、国や関係機関の支援制度の活用に向け、情報提供を進めます。

【主な取組み】

・環境性能の高い住宅等に対する国等の支援制度の活用促進

・フラット 35 など、住宅金融支援機構が支援する融資に関する情報提供

●居住の誘導を促す・支える環境づくりに関する施策

＜１＞都市施設の維持・活用による良好な居住環境の形成

「第２次帯広市都市計画マスタープラン」、「第２次帯広市みどりの基本計画」、「帯広市上下水道ビジョン」等の関連計画と連携し、良好な居住環境の形成を支える都市基盤施設の適切な維持管理を一体的に進めます。

安全・快適な市民生活を支えるため、道路、公園、下水道といった都市基盤施設について、既存ストックの有効活用や長寿命化を進めるとともに、バリアフリーや環境負荷にも配慮し、効果的で持続可能な維持管理を進めます。

特に、道路や公園などの公共空間を、多くの人々が集まるイベントの場として利用することなどにより、市民が魅力を感じられる環境を創出します。

【主な取組み】

・公園・緑地の維持管理、多様な利活用の促進

・都市計画道路や生活道路の整備、市道の管理

・水道施設、下水道施設の維持管理

＜２＞各種制度の柔軟な運用による土地利用の推進

社会経済情勢の変化に対応し、計画的な土地利用を誘導するため、都市計画制度の柔軟な運用と、土地・不動産流通の円滑化に向けた検討を進めます。

「第２次帯広市都市計画マスタープラン」の土地利用方針に基づき、地域の実情に応じた用途地域の見直しや地区計画の活用など、都市計画制度の柔軟な運用を検討します。

居住環境の形成にあたっては、地区計画制度の活用や民間の開発行為等への指導により、秩序ある市街地の形成と良質な宅地の供給に努めます。

また、これらと並行して、「帯広市空家等対策計画」に基づき、所有者と活用希望者とのマッチングのサポート等による空き家及びその敷地の活用促進を図ります。あわせて、公有財産の適切な管理・運用に努め、未利用財産の有効活用についても検討を進めます。

【主な取組み】

- 都市計画提案制度の活用
- 空き家の購入や解体に係る各種支援の実施
- 未利用地・低利用地（市有地）の有効活用の推進（再掲）

開発行為｜都市計画法に基づき、主に建築物の建築などの建設を目的とした「土地の区画形質の変更」を言う。

◆移動ネットワークの確保に関する施策（方針３　公共交通利便性の高い区域への誘導）

●地域公共交通計画と連動した路線バスの維持充実

＜１＞公共交通ネットワークの維持・充実

「帯広市地域公共交通計画」に基づき、都市機能が集積するエリアを結ぶ基幹的公共交通軸を中心に、さらなるサービス水準の維持に努め、持続可能なバスネットワークの形成を図ります。

公共交通の運行の効率化及び利便性の向上のため、利用者ニーズに対応した路線・ダイヤ等の調整を行うとともに、新たなモビリティサービスの導入可能性を検討します。

郊外・農村地区や市外からの利用者に対しては、デマンド交通や広域バス路線の確保などに努めます。

市街地内では乗継拠点となる交通結節点の整備を図るとともに、バス路線沿線の施設等における待合スペースの設置を進めます。

【主な取組み】
- デマンド交通の運行及び利用促進
- 路線バスの運行支援

＜２＞公共交通の利用環境の向上・利用促進

「帯広市地域公共交通計画」に基づき、市内の公共交通の利用を促進するため、利用に不慣れな人の不安解消や利用意識を高めるための情報提供や支援を充実します。

また、運転手不足による公共交通サービスの低下が懸念されることから、その担い手である運転手の確保の促進に向けた検討を進めます。

【主な取組み】
- 出前講座の実施
- モビリティ・マネジメント（MM）の実施
- 路線バスによる高齢者の外出・移動支援

モビリティ・マネジメント｜地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組み。

●拠点間及び拠点周辺の道路ネットワークの充実

＜１＞拠点間・拠点周辺の道路ネットワークの充実

「第２次帯広市都市計画マスタープラン」に基づき、１環状４放射網を基本とする都市計画道路網の形成を目指し、拠点間を結ぶ幹線道路や拠点周辺の道路・歩道環境の整備を進めます。

拠点を中心とした歩道空間においては、沿道の景観整備やバリアフリー化も含め、歩きたくなる・安心して歩ける街並み形成を進めます。

【主な取組み】

・都市計画道路の整備

・自転車通行空間の確保

◆防災まちづくりの推進に関する施策（方針４　防災・減災を踏まえた立地の適正化）

●避難体制や災害対応拠点等の整備

＜１＞避難所や災害対応拠点の整備

「帯広市地域防災計画」及び「帯広市強靭化計画」に基づき、災害時に避難者の安全を確保し、災害対策を円滑に進められるよう、避難所の生活環境の改善や必要な資機材・備蓄品の整備、避難行動要支援者の個別計画の作成等を進めるとともに、災害対応拠点の機能充実を図ります。

【主な取組み】

- 指定避難所等の生活環境整備
- 備蓄品等の整備・確保
- 個別計画の作成
- 災害対策本部拠点の機能維持・強化

＜２＞災害時の避難路、輸送路の確保

「第２次帯広市都市計画マスタープラン」、北海道が定める「ほっかいどう道路整備プログラム」に基づき、避難や緊急車両、物資輸送の経路となる都市計画道路の整備、維持管理を進めます。

【主な取組み】

- 緊急輸送道路や避難路の確保
- 主要幹線道路の修繕、維持管理

●災害に強い市街地づくり

＜１＞洪水・内水氾濫への対応に向けた河川改修等の治水対策等

「十勝川水系流域治水プロジェクト」に基づき、国、道と連携しながら河川の治水対策を進めるとともに、内水対策として、浸水シミュレーション結果や近年の被害の状況を踏まえ効果的な雨水管整備を進めます。

【主な取組み】
- 河川改修等の治水対策
- 広域連携による流域治水の推進
- 地下施設の防災対策

＜２＞道路施設や地下施設の防災対策、耐震化、老朽化対策

「第２次帯広市都市計画マスタープラン」に基づき、道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策を進めます。

「おびひろ上下水道ビジョン」に基づき、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の重点的な耐震化や老朽施設等の計画的な更新を進めます。

【主な取組み】
- 道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策
- 地下施設の防災対策（再掲）

＜３＞住宅、建築物等の耐震化や、住宅地の安全確保

「帯広市耐震改修促進計画」、「帯広市住生活基本計画」に基づき、住宅・建築物の耐震化に対する相談体制の整備及び住宅の耐震診断・改修・建替え・除却を支援します。

また、「帯広市空家等対策計画」に基づき、危険な空き家の解体を促進します。

国の調査により安全性が確認された大規模盛土造成地については、引き続き定期的に現状を調査・把握します。

【主な取組み】
- 住宅、建築物の耐震化等
- 空き家の実態把握、解体補助
- 地盤等の情報共有

●地域防災力、防災意識の向上

＜１＞地域防災活動の促進

自主防災組織や町内会などによる防災訓練や地域の防災活動を促進するとともに、地域の防災を担う人材の育成や関係機関等との連携を進め、災害時に地域で助け合える体制づくりを推進します。

【主な取組み】

- 自主防災組織の結成や活動の促進
- 地域住民による防災活動等の実施
- 地域の防災における担い手の育成
- 町内会や関係機関等との連携強化

＜２＞防災教育の推進、災害リスク情報の提供

防災教育や防災訓練を通じて防災意識の向上を図るとともに、ハザードマップ等を活用し、地域の災害リスクや避難場所、避難行動に関する情報を発信します。

【主な取組み】

- 防災訓練や出前講座などによる防災知識の普及・啓発
- ハザードマップなどを活用した災害リスクの周知

■ 届出制度について

（1） 届出制度とは

届出制度は、誘導区域外における民間開発の動向を把握し、蓄積したデータを今後の都市計画の検証等の基礎資料として活用するため、居住誘導区域及び都市機能誘導区域で、一定の開発等が行われる場合に、事業者等が市長へ届出する制度です。本計画を公表すると、届出の義務が発生します。

（2） 居住誘導区域に関する届出

主に居住誘導区域外に一定規模以上の住宅等を建てる事業者等が届出を行います。（個人が戸建住宅を建てる場合、届出は不要です。）



（3） 都市機能誘導区域に関する届出

主に都市機能誘導区域外に誘導施設を建てる場合に、事業者等が届出を行います。

また、都市機能誘導区域内では、誘導施設に該当する建物を休止・廃止しようとする事業者等が届出を行います。

